

**横浜市現市庁舎街区活用事業  
事後調査結果報告書（工事中その1）**

**令和5年7月**

**三井不動産株式会社**



## はじめに

横浜市では、令和2年6月の市庁舎移転後の関内・関外地区の賑わい創出を図るため、また、民間活力により市庁舎移転後の敷地（以下、「現市庁舎街区」といいます。）の有効活用を図るため、平成31年1月に公募型プロポーザル方式により事業者公募が行われました。

公募では、上位計画である「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」（平成29年3月、横浜市）、「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」（平成31年1月、横浜市）等に沿った土地の活用を行い、産学連携による起業促進やその効果の波及による業務機能の再生、ここに来たくなる新たな魅力の創出による観光・集客の拠点形成等により、関内・関外地区の賑わいの創出が図られることを目指した複合施設（業務施設、教育施設、観光・集客施設、商業施設、宿泊施設等）の新設提案を行った三井不動産株式会社、鹿島建設株式会社、京浜急行電鉄株式会社、第一生命保険株式会社、株式会社竹中工務店、株式会社ディー・エヌ・エー、東急株式会社、株式会社関内ホテルマネジメントの8社で構成するグループが令和元年9月に事業予定者として選定されました。

事業予定者が提案した複合施設は、「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業に該当する高層建築物の計画であることから、同条例に基づき環境影響評価手続を実施し、令和3年8月より「横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価書」（以下、「評価書」といいます。）を公告・縦覧しました。

横浜市役所は、令和2年4月から6月にかけて北仲通南地区の新市庁舎へ移転し、横浜市現市庁舎街区活用事業（以下、「本事業」といいます。）の対象事業実施区域には、旧横浜市庁舎の建物（以下、「旧横浜市庁舎」といいます。）が残置されました。

本事業では、令和3年後半から解体、建設工事を順次行い、令和7年下期の供用開始を目指しており、環境影響評価手続においては、評価書に掲載した予測及び評価や環境の保全のための措置を検証するため、工事中並びに供用後の事後調査を実施することとしています。

今回は、「事後調査結果報告書（工事中その1）」（以下、「本書」といいます。）として、これまでの工事期間中に実施した事後調査結果等を取りまとめました。

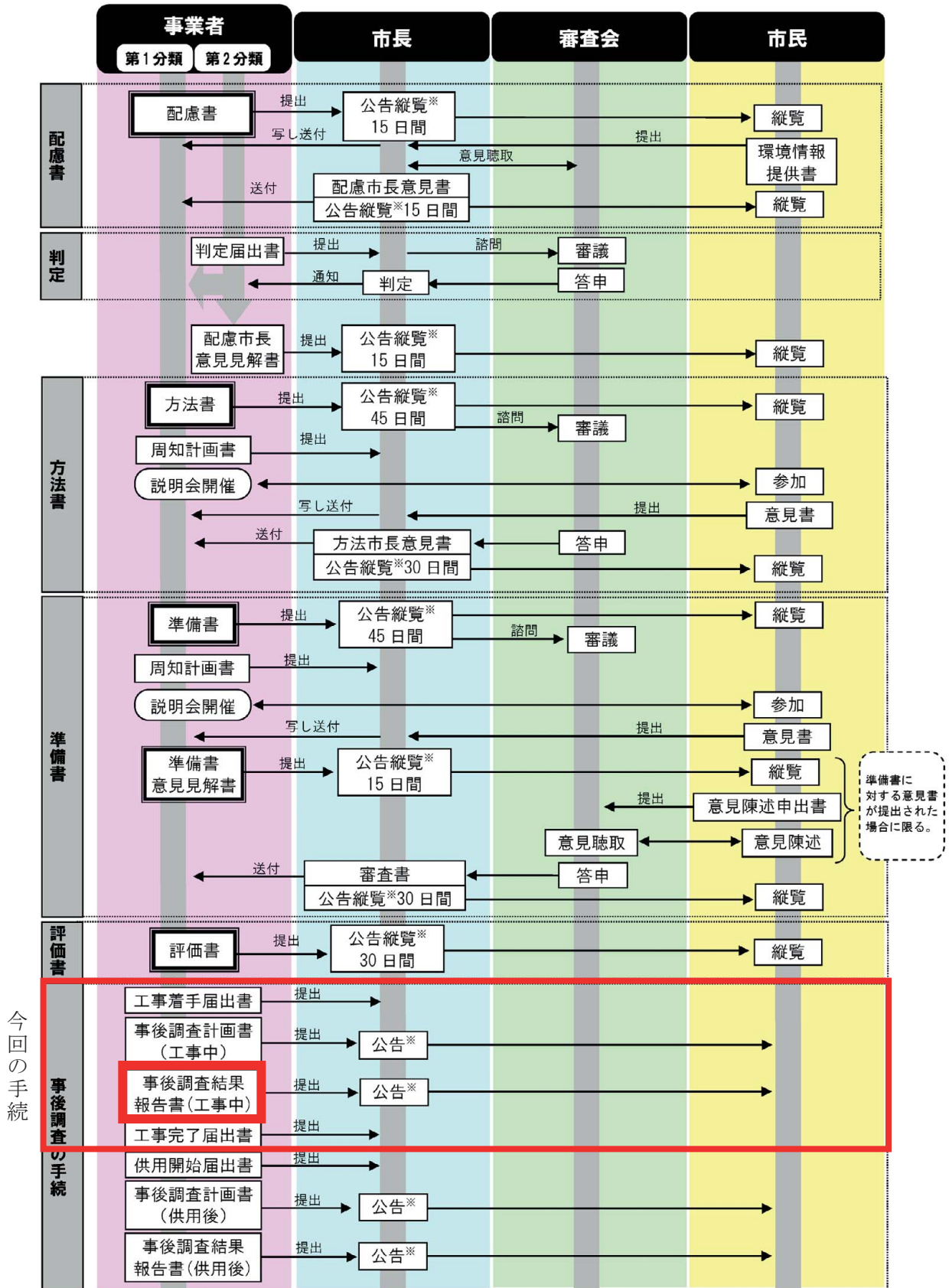
本書届出までの環境影響評価手続経緯一覧（配慮書～方法書段階）

	項目	日付	備考
計画段階 配慮書手続	提出	令和元年 12 月 23 日	
	公告	令和 2 年 1 月 15 日	
	縦覧	令和 2 年 1 月 15 日～1 月 29 日	縦覧期間：15 日間
	環境情報提供書の受付	令和 2 年 1 月 15 日～1 月 29 日	環境情報提供書：0 通
	環境影響評価審査会（1 回目）	令和 2 年 1 月 16 日	会場：関内中央ビル
	環境影響評価審査会（2 回目）	令和 2 年 2 月 10 日	会場：関内中央ビル
	配慮市長意見書の送付	令和 2 年 2 月 19 日	
	配慮市長意見書の公告	令和 2 年 3 月 5 日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和 2 年 3 月 5 日～3 月 19 日	縦覧期間：15 日間
環境影響評価 方法書手続	提出	令和 2 年 4 月 20 日	
	公告	令和 2 年 5 月 15 日	
	縦覧	令和 2 年 5 月 15 日～6 月 29 日	縦覧期間：46 日間
	意見書の受付	令和 2 年 5 月 15 日～6 月 29 日	意見書：3 通
	環境影響評価審査会（1 回目）	令和 2 年 6 月 2 日	会場：横浜市環境科学研究所
	説明会の開催	令和 2 年 6 月 12 日（平日） 令和 2 年 6 月 13 日（休日）	会場：横浜市技能文化会館
	環境影響評価審査会（2 回目）	令和 2 年 6 月 16 日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（3 回目）	令和 2 年 6 月 30 日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（4 回目）	令和 2 年 7 月 13 日	会場：横浜市庁舎
	方法市長意見書の送付	令和 2 年 8 月 3 日	
	方法市長意見書の公告	令和 2 年 8 月 25 日	
	方法市長意見書の縦覧	令和 2 年 8 月 25 日～9 月 23 日	縦覧期間：30 日間

本書届出までの環境影響評価手続経緯一覧（準備書～評価書～事後調査段階）

	項目	日付	備考
環境影響評価準備書手続	提出	令和2年12月21日	
	公告	令和3年1月25日	
	縦覧	令和3年1月25日～3月10日	縦覧期間：45日間
	意見書の受付	令和3年1月25日～3月10日	意見書：1通
	環境影響評価審査会（1回目）	令和3年1月26日	会場：横浜市庁舎
	説明会の開催	令和3年2月12日（平日） 令和3年2月14日（休日） ※新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言中となったため開催中止。	令和3年2月1日～令和3年2月14日に説明動画のインターネット配信及び事業者への質問書の受付を実施
	環境影響評価審査会（2回目）	令和3年3月2日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（3回目）	令和3年3月30日	会場：横浜市庁舎
	環境影響評価審査会（4回目）	令和3年4月22日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の提出	令和3年4月9日	
	準備書意見見解書の公告	令和3年4月23日	
	準備書意見見解書の縦覧	令和3年4月23日～5月7日	縦覧期間：15日間
	意見陳述の申出	令和3年4月23日～5月7日	申出：0人
	環境影響評価審査会（5回目）	令和3年6月2日	会場：横浜市庁舎
環境影響評価審査会（6回目）	令和3年6月14日	会場：横浜市庁舎	
審査書の送付	令和3年6月28日		
審査書の公告	令和3年7月15日		
審査書の縦覧	令和3年7月15日～8月13日	縦覧期間：30日間	
環境影響評価書手続	提出	令和3年7月30日	
	公告	令和3年8月25日	
	縦覧	令和3年8月25日～9月24日	縦覧期間：31日間
事後調査手続	工事着手届出書の提出	令和3年9月30日	
	事後調査計画書(工事中)の提出	令和3年9月30日	
	事後調査計画書(工事中)の公告	令和3年10月25日	

横浜市環境影響評価条例の事後調査の手續の段階



資料：「横浜市環境影響評価条例の手續の流れ」  
(横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課ホームページ)

## 目次

<b>第1章 対象事業の計画内容</b> .....	<b>1</b>
1.1 事業者の氏名及び住所 .....	1
1.2 対象事業の名称 .....	1
1.3 対象事業の種類、規模 .....	1
1.4 対象事業の実施区域 .....	1
1.5 対象事業の概要 .....	3
1.6 対象事業の実施経過 .....	8
1.7 施工計画 .....	9
1.8 事後調査の受託者 .....	18
<b>第2章 事後調査の実施に関する事項</b> .....	<b>19</b>
2.1 事後調査計画書で記載した事後調査の項目及び手法 .....	19
2.2 事後調査の実施時期、実施期間等 .....	22
<b>第3章 事後調査結果</b> .....	<b>25</b>
3.1 廃棄物・建設発生土 .....	25
3.2 騒音 .....	33
3.3 振動 .....	45
3.4 環境の保全のための措置 .....	54

本書に掲載した地図の作成にあたっては、横浜市発行の1/2,500の地形図を使用しています。  
【横浜市地形図複製承認番号 令5建都計第9108号】





## 第1章 対象事業の計画内容



## 第1章 対象事業の計画内容

### 1.1 事業者の氏名及び住所

氏名：三井不動産株式会社 代表取締役社長 植田 俊※

住所：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

※事業者は、三井不動産株式会社（代表事業者）、鹿島建設株式会社、京浜急行電鉄株式会社、第一生命保険株式会社、株式会社竹中工務店、株式会社ディー・エヌ・エー、東急株式会社、株式会社関内ホテルマネジメントの8社であり、代表事業者である三井不動産株式会社は、横浜市環境影響評価条例に基づく手続について他7社から委任を受けています。

### 1.2 対象事業の名称

横浜市現市庁舎街区活用事業

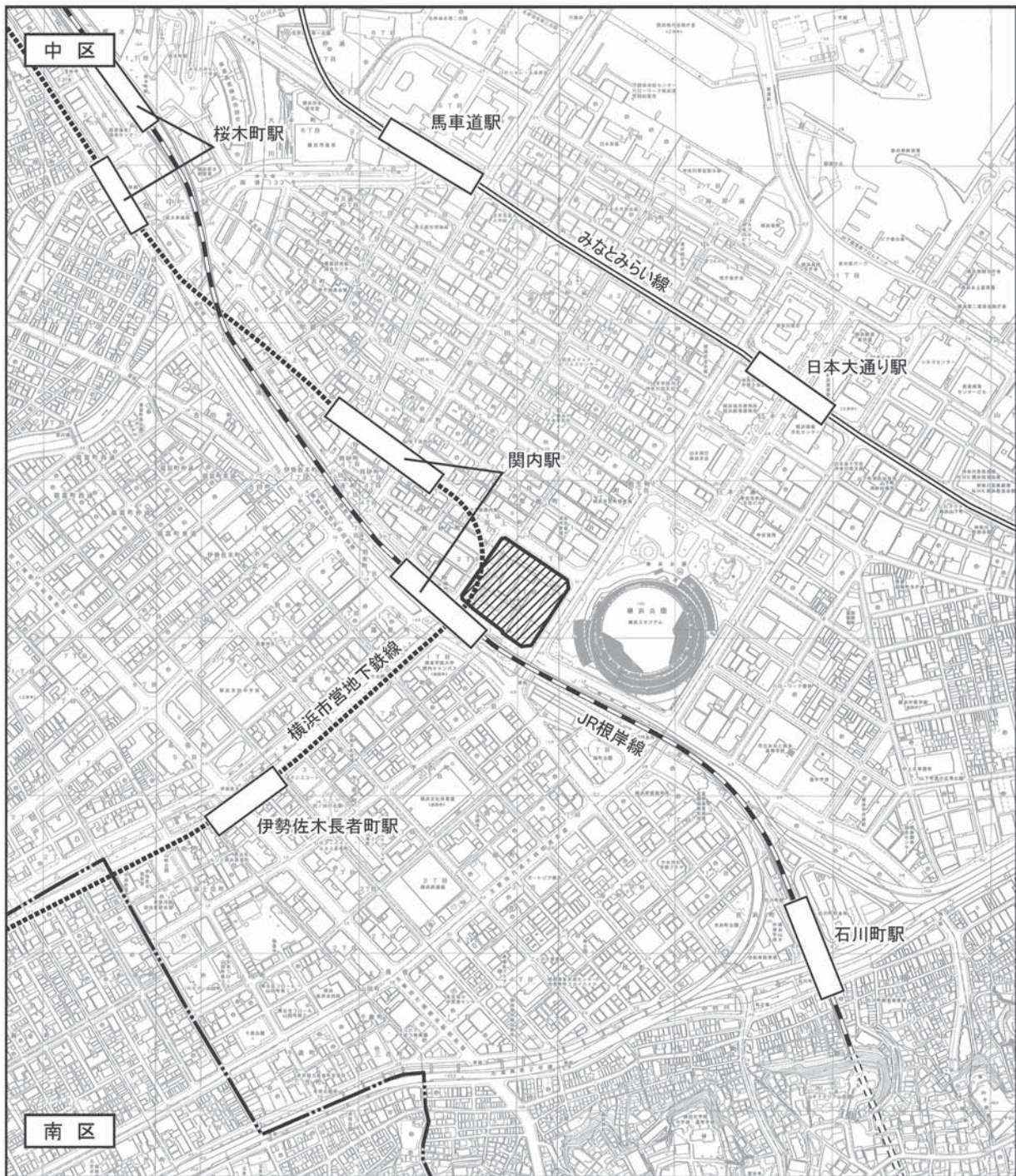
### 1.3 対象事業の種類、規模

種類：高層建築物の建設（第1分類事業）

規模：建築物の高さ：約170m、延べ面積：約130,200 m<sup>2</sup>

### 1.4 対象事業の実施区域

横浜市中区港町1丁目1番地（図1.4-1参照）




凡例

 対象事業実施区域

 JR根岸線

 区界

 みなとみらい線

 横浜市営地下鉄線

図1.4-1 対象事業実施区域位置図





## 1.5 対象事業の概要

### 1.5.1 対象事業の計画内容

対象事業の計画内容は、表 1.5-1 に示すとおりです。

表 1.5-1 対象事業の規模等<sup>注1)</sup>

対象事業実施区域	横浜市中区港町1丁目1番地
主要用途	業務施設、教育施設、観光・集客施設、商業施設、宿泊施設ほか
用途地域	商業地域（防火地域）
指定容積率/建ぺい率	800% / 80% <sup>注2)</sup> （防火地域内の耐火建築物）
計画容積率/建ぺい率	約726% / 約67%
敷地面積	約16,520 m <sup>2</sup>
建築面積	約11,100 m <sup>2</sup>
延べ面積 <sup>注3)</sup>	約130,200 m <sup>2</sup>
容積対象床面積	約120,000 m <sup>2</sup>
建築物の最高高さ <sup>注4)</sup>	約170m
建築物の高さ <sup>注5)</sup>	約170m
階数 <sup>注6)</sup>	地下1階、地上33階、塔屋2階
工事予定期間	令和3年～令和7年
供用予定時期	令和7年下期

注1) 数値等は本書作成時点のものであり、令和元年9月の事業予定者決定時に公表された資料の内容と異なる部分があります。また、今後、関係機関協議により変更になる可能性があります。

注2) 建ぺい率の限度が80%とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率の規定が適用除外となります（建築基準法第53条第5項第1号）。計画建築物は、耐火建築物とするため、建ぺい率の規定が適用除外となります。

注3) 延べ面積は、建築物の各階（地下駐車場・機械室含む）の床面積の合計です。

注4) 建築物の最高高さは、塔屋（屋上の機械室等）を含む高さです。

注5) 建築物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による高さです。

注6) 建築物の階数は、建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定による階数です。同規定により、機械式駐車場ピットは階数に算入されません。

## 1.5.2 施設配置計画

施設配置計画の平面図は図 1.5-1 に、断面図は図 1.5-2(1)～(2)に示すとおりです。

施設配置の検討にあたっては、「横浜市現市庁舎街区等活用事業実施方針」、「関内駅周辺地区エリアコンセプトブック」及び「関内駅周辺地区エリアコンセプトプラン」のほか、「横浜市景観ビジョン」（平成 31 年 3 月、横浜市都市整備局）、対象事業実施区域が属する関内・関外地区において定められている「関内・関外地区活性化ビジョン」等の上位計画を踏まえ、本事業では、以下に示す「継承」、「再生」、「創造」の 3 つの視点により、計画建築物が、街並みと調和した賑わいの源泉となる関内・関外地区の新たなシンボルとなるよう、また、関内地区の玄関口として風格のある景観形成に寄与できるよう計画しています。

「継承」	60 年間横浜の発展と中枢機能を担ってきた「行政棟」の歴史的価値、景観的価値を未来に継承します。
「再生」	長年親しまれてきた「市民広間」の精神を、活気ある街の広がりや印象付ける「関内フロント」、くすのき広場を交流拠点「くすのきモール」として再生します。
「創造」	これからの関内・関外地区の業務再生をけん引する、上昇感と品格のある「シンボルタワー」を創造します。

具体的には、本事業では、図 1.5-1 に示すとおり、横浜の戦後建築を代表し歴史的景観を形成する「行政棟」を現位置で保全し、ホテル及び商業施設として活用します。

また、JR 根岸線関内駅に近接し、大規模イベントの開催も可能とする「LVA 棟（Live Viewing Arena）」、関内・関外地区の業務再生のシンボルとなる「タワー棟」の計 3 つの計画建築物<sup>注</sup>を整備していきます。

特に「タワー棟」については、JR 根岸線関内駅側の敷地境界から約 50m 後退した配置とするなどにより、駅前から全貌を視認できるシンボル性をもたせながらも歩行者の視点からの圧迫感の軽減に配慮した形態意匠としていきます。

また、3 つの計画建築物の周囲は、「関内フロント」と称する広場空間や、交流拠点「くすのきモール」を整備します。

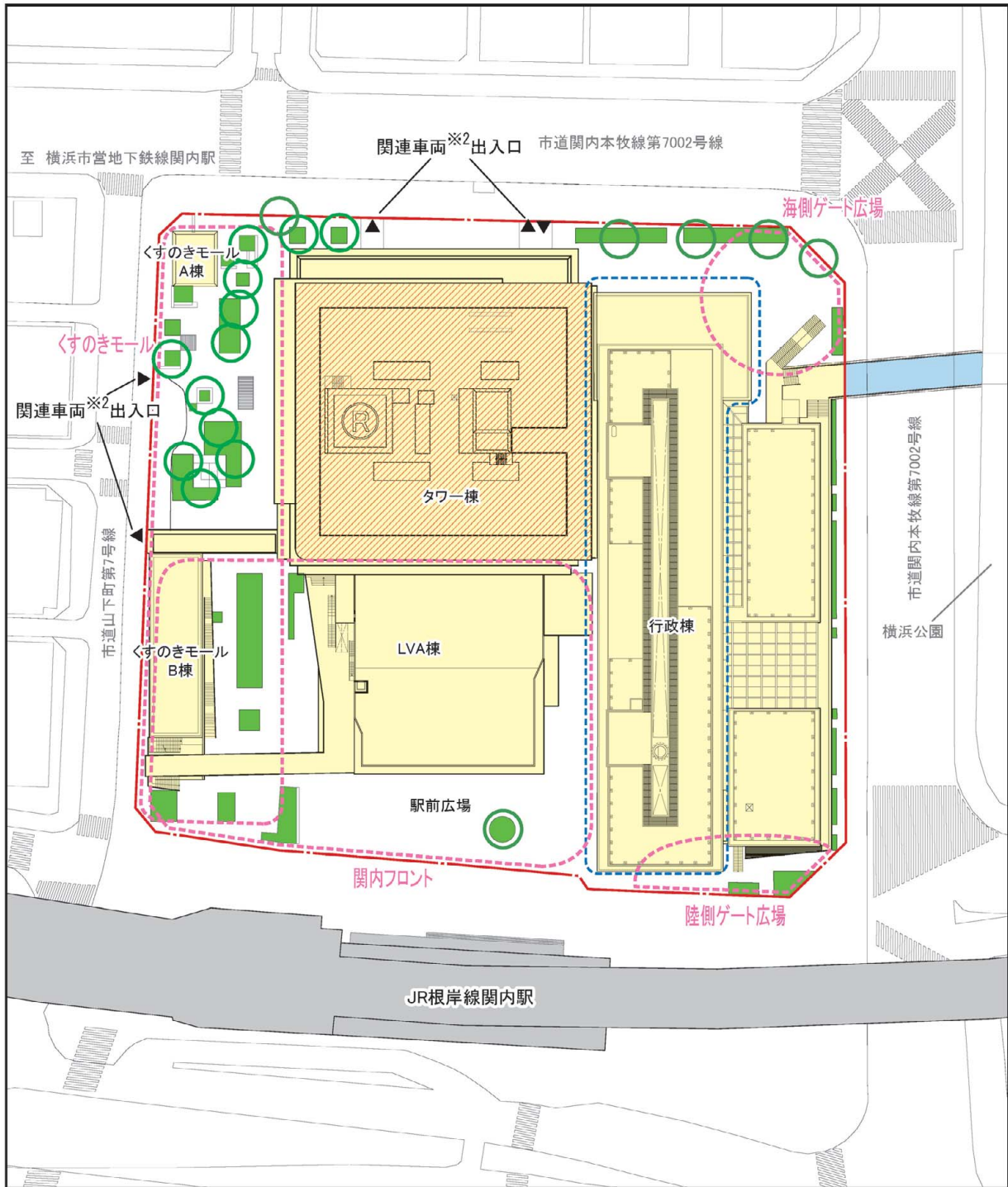
「関内フロント」は、JR 根岸線関内駅に面した対象事業実施区域の南西側の駅前広場、LVA 棟内の屋内広場及び屋外広場で構成する開放感のある広場空間として整備し、「くすのきモール」は、現市庁舎街区において緑の軸線を構成していた「くすのき広場」のコンセプトを継承し、緑豊かな回遊動線とすると同時に、くすのきモール A 棟、B 棟を整備して、交通結節拠点、来街者の交流拠点等として機能更新します。

本事業では、「関内フロント」、「くすのきモール」の他にも、北東側に「海側ゲート広場」、南東側に「陸側ゲート広場」と、広場空間を多く配置する計画としており、想定する利用者数に対して十分な面積を確保するとともに、密閉されないオープンな広場空間での様々な賑わいのあり方を検討していきます。

また、旧横浜市庁舎 1 階ロビーにあった市民広間の階段等の建物資産について、状態を把握したうえで対象事業実施区域内での移設、復元または記録保存を検討するなど、地域の歴史や文化の継承に配慮していきます。

これら全体で関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある、周囲に開かれたシンボル空間としていきます。

注) 本事業の計画建築物は、建築基準法施行令第 1 条第 1 項の用語の定義に基づき、タワー棟、行政棟、LVA 棟及びくすのきモール B 棟は 1 棟として計画しています。くすのきモール A 棟については、本体建物と用途上不可分の関係にある別棟として計画しています。



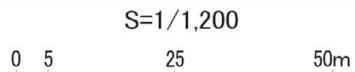
凡例

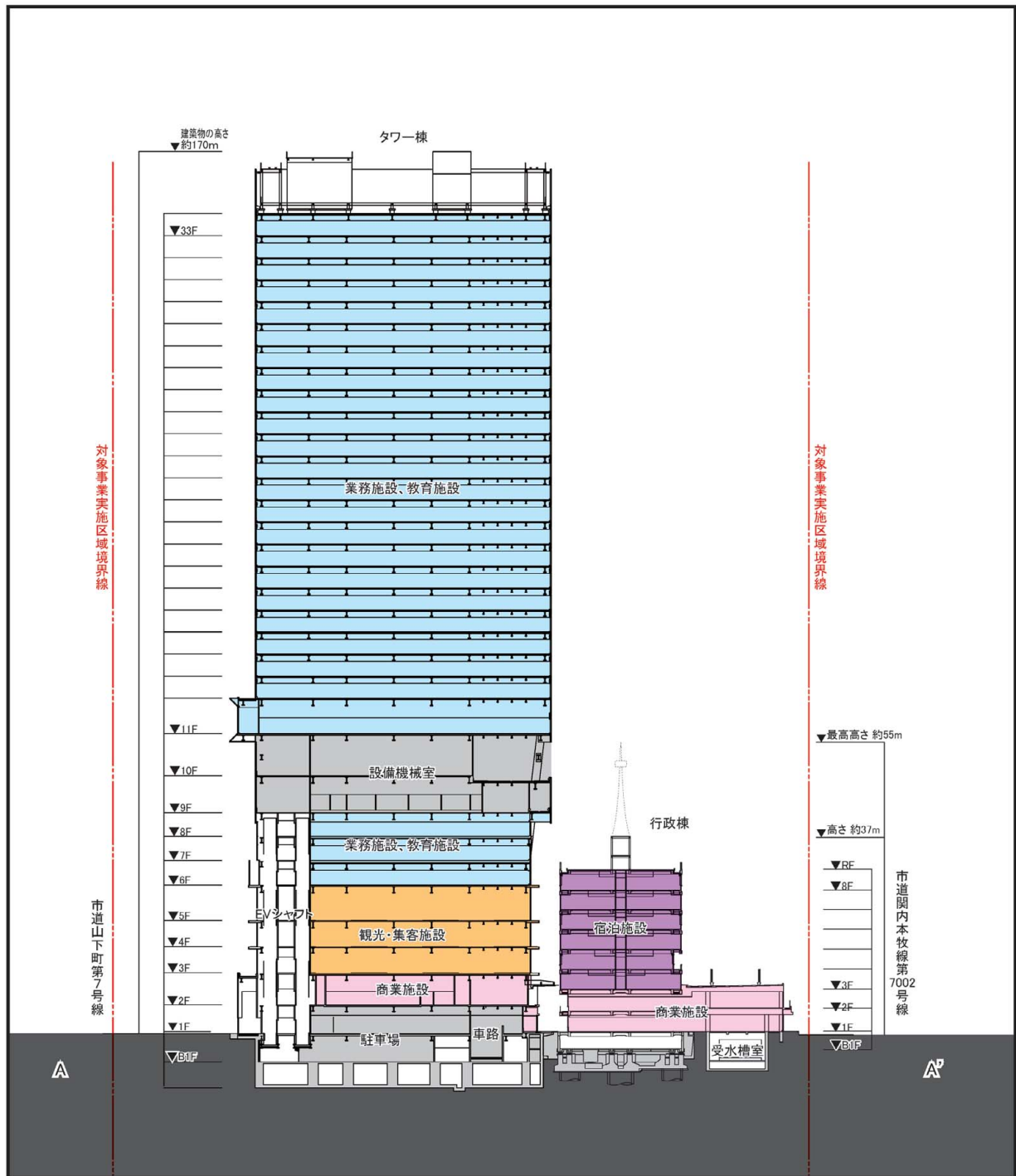
- |  |                        |  |                                 |
|--|------------------------|--|---------------------------------|
|  | 対象事業実施区域 <sup>※1</sup> |  | 道路構造物<br>(横浜公園(横浜スタジアム)との接続デッキ) |
|  | 計画建築物(低層部)             |  | 歴史的建造物の保全部                      |
|  | 計画建築物(高層部)             |  | 広場                              |
|  | 緑地(地上部)                |  | 樹木(高木)                          |

※1 対象事業実施区域境界線は、「現市庁舎街区活用事業募集要項」(平成31年1月、横浜市都市整備局)の添付資料(現市庁舎街区公募敷地求積図)によるものです。

※2 関連車両:各種施設を利用する車両のことです。

図1.5-1 施設配置図





凡例

- 業務施設、教育施設
- 観光・集客施設
- 商業施設
- 宿泊施設
- 駐車場等



※ 対象事業実施区域境界線は、「現市庁舎街区活用事業募集要項」(平成31年1月、横浜市都市整備局)の添付資料(現市庁舎街区公募敷地求積図)によるものです。

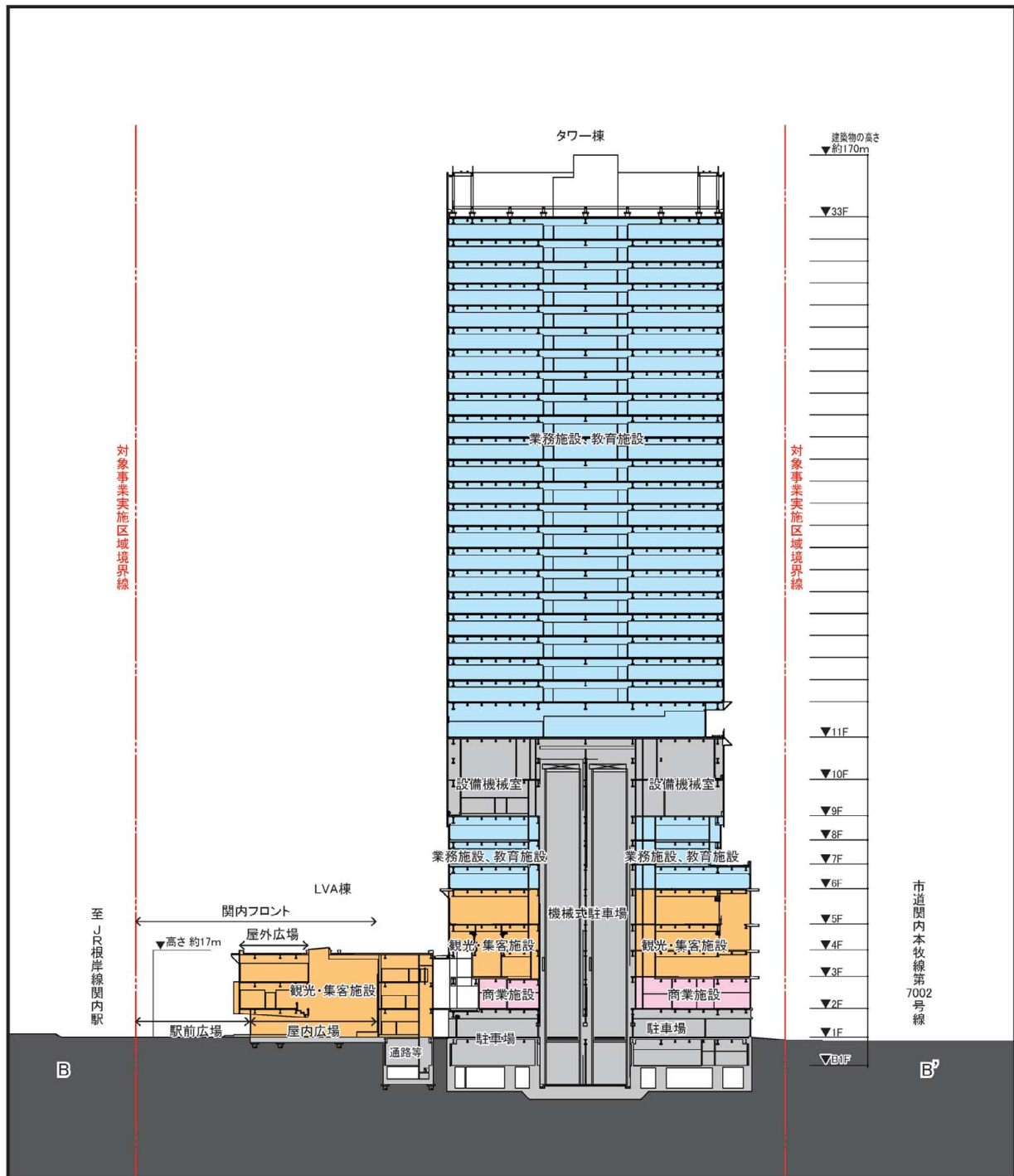
断面位置

図1.5-2(1) 施設断面図

S=1/1,200







凡例

- 業務施設、教育施設
- 観光・集客施設
- 商業施設
- 駐車場等



※ 対象事業実施区域境界線は、「現市庁舎街区活用事業募集要項」(平成31年1月、横浜市都市整備局)の添付資料(現市庁舎街区公募敷地求積図)によるものです。

図1.5-2(2) 施設断面図

S=1/1,200



## 1.6 対象事業の実施経過

本事業は、令和3年7月に横浜市環境影響評価条例に基づく評価書を提出し、8月25日に公告され、令和3年9月24日の同書の縦覧終了をもって評価書までの手続が終了しました。

主な許可等の状況は表 1.6-1 に示すとおりです。

表 1.6-1 対象事業の主な許可等の状況

許可内容及び根拠法令	許可等手続状況 (令和5年4月末時点)
【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項	令和4年6月24日確認済証交付
【地区計画等の区域内における建築物等の届出等】 都市計画法第58条の2第1項	令和4年4月25日届出
【特定建築物の建築主の基準適合義務】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条	令和4年6月24日届出
【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】 土壤汚染対策法第4条第1項	令和2年12月25日届出

## 1.7 施工計画

### 1.7.1 工事概要

本事業の工事概要は、表 1.7-1 に示すとおりです。

施工計画の策定及び工事の実施にあたっては、対象事業実施区域の外周を仮囲い（高さ 3.0m）で囲い、車両出入口には適宜、交通誘導員を配置し、周辺利用者や一般歩行者の安全に配慮しています。

また、対象事業実施区域の東側に横浜公園（横浜スタジアム）が隣接していることから、デーゲームの開催やナイターの試合開始前等、工事時間帯と歩行者の集中する時間帯が重なる場合には、必要に応じて、交通誘導員の増員や歩行者通路幅の確保、工事関係者の通勤車両や資機材の運搬、土砂、建設廃材等の建設副産物の搬出を行う車両（以下、「工事用車両」といいます。）の搬出入時間調整等の対策を実施しています。

表 1.7-1 工事概要

工種	主な工事内容
準備工事	対象事業実施区域の外周に防音壁と防護壁を兼ねた鋼製仮囲いを設置し、工事を行うための整地及び仮設事務所の設置、仮設給排水・電気設備の引込み等を行います。
解体工事	対象事業実施区域内の既存建築物（議会棟）及び舗装等を解体します。行政棟は、現位置で保全し、ホテル及び商業施設に用途転換するため、既存の内装等を解体します。
山留工事	山留壁として、剛性が高く、遮水性に優れたソイルセメント柱列壁の構築、または親杭横矢板を構築し、掘削に伴う周辺地盤の変形を防止します。
杭工事	掘削機械にて杭軸部を掘削し底部を掘り広げた後、鉄筋を建て込み、コンクリートを打設して現場造成杭を構築します。
地盤改良工事	油圧ショベル（バックホウ）で土壌を掘削しながら地盤改良材を加え、土壌と地盤改良材を攪拌することにより、作業地盤を作ります。
土工事	油圧ショベル（バックホウ）を用い、表層より順次掘削を行います。2次掘削以降は、根切底から掘削した土を、構台上のクラムシェル、またはバックホウにて揚土し、搬出用のダンプに積載・搬出します。
基礎躯体工事	掘削工事完了後、構台上より主に移動式クレーンを使用して鉄筋及び型枠の組立工事を行い、組立の完了した部分から順次コンクリートポンプ車を用いてコンクリートの打設工事を行います。
地下鉄骨工事 地下躯体工事	基礎躯体工事完了後、基礎躯体工事と同様に、主に構台上のクローラクレーンを使用して、鉄筋・型枠の組立工事を行い、順次コンクリートを打設します。 地下鉄骨の建方工事については、タワークレーン、または移動式クレーンを用います。
地上鉄骨工事 地上躯体工事 外装工事	タワークレーン、または移動式クレーンを用いて、地上鉄骨の建方工事、鉄筋コンクリート工事、外装材の取付工事を行います。
内装工事	地上躯体工事・外装工事が完了した部分から、内装仕上工事・設備工事を行います。 行政棟は、内装等のリニューアル工事を行います。
外構工事	地上躯体工事及び外装工事が完了した後、植栽工事や舗装工事等、建屋周辺の外構工事を進めます。

## 1.7.2 工事工程

本事業は、令和3年10月から令和7年12月までの約5年間の工事期間を予定しています。

工事工程表は、表1.7-2に示すとおりです。横浜市によって整備されるデッキ（図1.5-1（p.5）に示す道路構造物）の施工時期との調整などに伴う本事業の施工計画の詳細検討及び工事の進捗状況等により、「事後調査計画書（工事中）」（令和3年9月）時点から更新しました。

なお、主な変更内容は、以下のとおりです。

- ・外構の工種に準備工事及び外構工事を追加し、着工時期を変更
- ・LVA棟建設予定地の解体工事、山留工事及び杭工事について、着工時期を変更
- ・LVA棟及び行政棟の工種に地盤改良工事を追加
- ・行政棟の山留工事以降の工種について、施工時期を変更

表 1.7-2 工事工程表

工種		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
外構	解体工事		■	■		
	準備工事		■			
	外構工事		■	■		■
タワー棟	解体工事	■	■			
	山留工事		■	■		
	杭工事		■			
	土工事		■			
	基礎躯体工事			■		
	地下鉄骨工事			■		
	地下躯体工事			■		
	地上鉄骨工事			■	■	
	地上躯体工事			■	■	
	外装工事				■	■
	内装工事				■	■
	外構工事					■
	検査					■
LVA棟	解体工事			■		
	準備工事			■		
	山留工事			■		
	杭工事			■		
	地盤改良工事			■		
	土工事			■		
	基礎躯体工事			■		
	地下躯体工事			■		
	地上鉄骨工事				■	
	地上躯体工事				■	
	外装工事				■	■
	内装工事				■	■
	外構工事					■
検査					■	
行政棟	解体工事		■	■		
	準備工事		■			
	山留工事			■		
	杭工事			■		
	地盤改良工事			■		
	土工事			■		
	基礎躯体工事			■		
	地下躯体工事			■		
	地上鉄骨工事				■	
	地上躯体工事				■	
	外装工事				■	■
	内装工事				■	■
	外構工事					■
検査					■	

※詳細は、表 2.2-3 (p.23) 参照。

### 1.7.3 工事用車両の主な走行ルート

本事業の工事に伴い、工事用車両が対象事業実施区域周辺を走行しています。

本事業の工事用車両の主な走行ルートは、図 1.7-1 に示すとおりであり、工事用車両の出入口は、対象事業実施区域に接する市道関内本牧線第 7002 号線及び市道山下町第 7 号線沿いに計 6 箇所整備し、それぞれ左折イン左折アウトで入出庫させています。

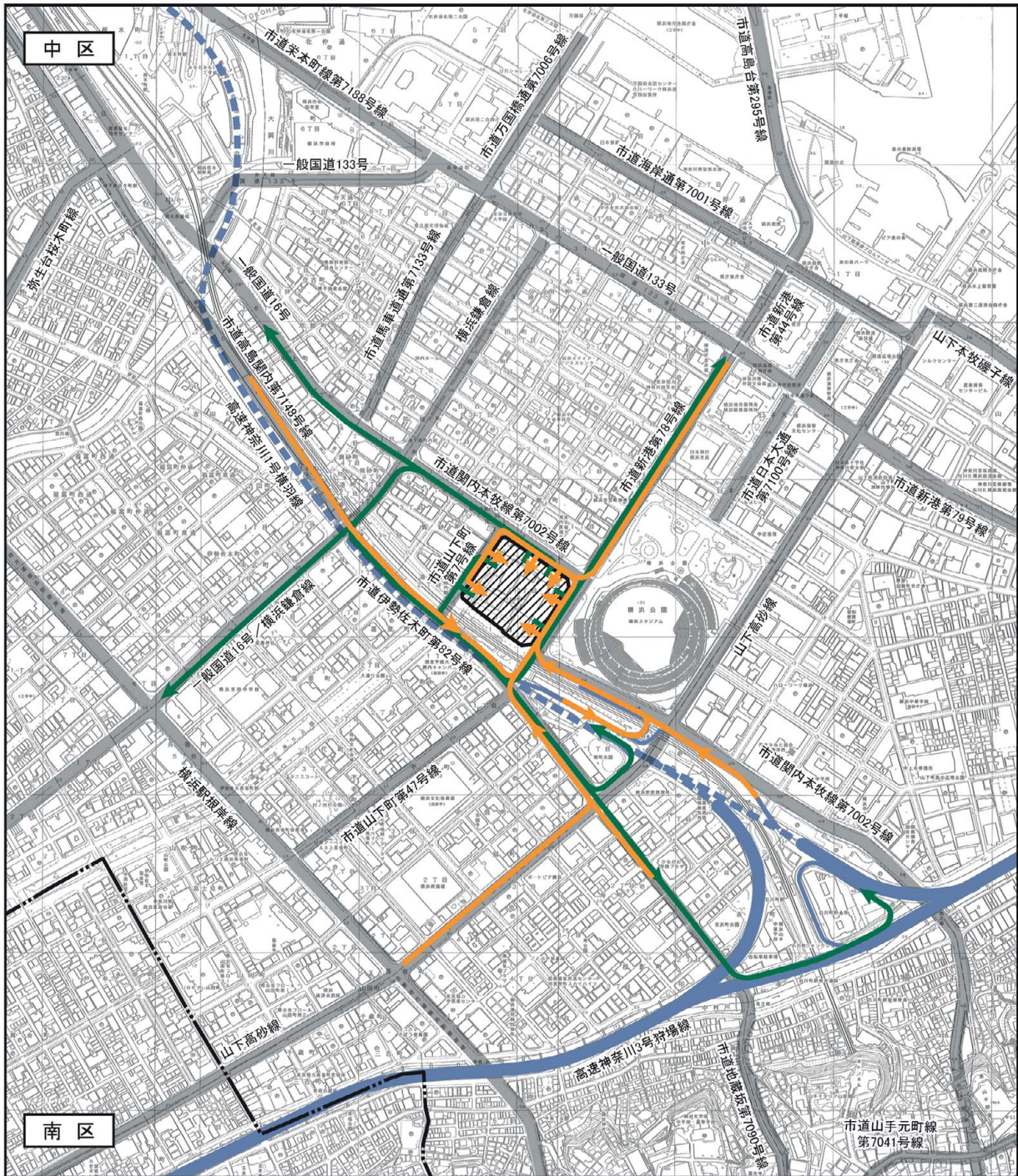
なお、工事用車両の出入口は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて、必要な箇所のみ使用しています。

### 1.7.4 工事時間帯

工事時間は、原則として 8 時から 18 時までとしています。作業の都合上やむを得ない場合（コンクリート打設工事等）、時間外に作業を実施する場合があります。

なお、日曜日は原則休工としています。

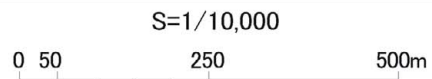




凡例

- 対象事業実施区域
  - 区界
  - 都市高速道路
  - 都市高速道路（地下部）
  - 一般道路
- 主な入庫ルート
  - 主な出庫ルート

図1.7-1 工事用車両の主な走行ルート図





### 1.7.5 工事中の環境対策

本事業の工事にあたっては、以下のような環境対策を講じています。

- ・工事区域境界には仮囲いを設置しています。
- ・最新の排出ガス対策型、低騒音型建設機械を極力採用するとともに、正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底しています。
- ・工事計画の策定にあたっては、工事の平準化、建設機械の効率的稼働に努めています。
- ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底しています。
- ・建設機械の省燃費運転を推進しています。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、産業廃棄物管理票を交付して運搬・処分先を明確にし、適正に処理しています。
- ・建設発生土は、搬出運搬時の飛散等が生じないように、荷台カバーの使用等の適切な対策を講じ、適切な処分場等の受入先へ搬出しています。
- ・既存建物の解体にあたっては、事前にアスベスト含有建材の調査を行いました。調査の結果、アスベスト含有建材が存在していたため、関係官庁と協議し、アスベストの飛散防止措置を実施しています。アスベストの収集、運搬及び処分にあたっては、法令等に基づき、梱包による飛散防止の対策を実施するなど適切な処理・処分を行っています。

### 1.7.6 工事中の安全対策（事故防止等）

本事業の工事にあたっては、以下のような安全対策を講じています。

- ・各工程の工事着手前に、工事作業員参加によるリスクアセスメントを実施し、危険作業を排除しています。
- ・朝礼、災害防止協議会等での事故事例の周知や、転落・墜落防止対策等の安全教育を徹底し、工事中の類似災害の防止に努めています。
- ・工事敷地内の作業ルートを適確に定め、工事作業員に周知することで接触災害を防いでいます。
- ・車両出入口には適宜、交通誘導員を配置して歩行者や一般通行車両の安全に配慮しています。
- ・使用する工事用車両出入口の箇所数は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて、必要最小限となるように調整しています。
- ・工事中は必要に応じて仮設歩道を設け、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」（平成17年6月、横浜市）を参考にして、安全で円滑な歩行空間の確保に努めています。
- ・荒天の予報がある場合は、資材の飛散等が発生しないよう、通常時より慎重に養生等の対策を実施しています。



### 1.7.7 工事中に配慮する事項

評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置は、表 1.7-3(1)～(3)に示すとおりです。

表 1.7-3(1) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響 要因	環境の保全のための措置
廃棄物・ 建設発生土	地下掘削 建物の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。</li> <li>・工事現場内に廃棄物保管場所を設置して、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮することで、再利用・再生利用に寄与します。</li> <li>・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。</li> <li>・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力資源化に努めます。</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、産業廃棄物管理票を交付して運搬・処分先を明確にし、適正に処理します。</li> <li>・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講じます。</li> <li>・建設発生土は、搬出運搬時に飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講じ、適切な処分場等の受入先へ搬出していきます。</li> <li>・アスベストの収集、運搬及び処分にあたっては、法令等に基づき、梱包による飛散防止の対策を実施するなど適切な処理・処分を行います。</li> </ul>
大気質	建設機械の 稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・建設機械の省燃費運転を推進します。</li> <li>・正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>
	工事用車両 の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・土曜日や祝日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数の調整に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底します。</li> <li>・建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。</li> </ul>

表 1.7-3(2) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響 要因	環境の保全のための措置
騒音	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・対象事業実施区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・正常な運転を実施できるように、建設機械の整備・点検を徹底します。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・土曜日や祝日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数の調整に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底します。</li> </ul>
振動	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の低振動型建設機械を使用します。</li> <li>・工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</li> <li>・建設機械に無理な負荷をかけないようにします。</li> <li>・建設機械のオペレーターに対し、低速走行等の徹底を指導します。</li> <li>・正常な運転を実施できるように、建設機械の整備・点検を徹底します。</li> </ul>
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・土曜日や祝日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数の調整に努めます。</li> <li>・工事関係者に対し、工事用車両に過積載をしないよう、また、急発進・急加速をしない等、エコドライブの実施を指導します。</li> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底します。</li> </ul>
地盤 (地盤沈下)	地下掘削	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下掘削では、浸透性の低いシルト層に剛性と遮水性の高い山留壁を構築し、山留壁からの地下水の湧出を極力防止し、周辺の地盤沈下を回避します。</li> <li>・工事中は、山留壁の変位の計測管理を行います。また、対象事業実施区域周辺の歩道において地盤沈下が発生していないか監視します。</li> <li>・ディープウェル工法を採用することで山留壁の内側の水位を十分に下げ、施工上の安全及び工事の作業性を確保して掘削を行います。</li> <li>・計画建築物は堅固な地盤に支持させます。</li> </ul>

表 1.7-3(3) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響 要因	環境の保全のための措置
電波障害	建物の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事中におけるテレビジョン電波障害に対しては、クレーン未使用時のブームを電波到来方向に向けるなどの適切な障害防止対策を講じます。</li> <li>・ 工事中において、本事業に起因するテレビジョン電波障害が発生した場合には、障害の実態を調査、確認の上、必要に応じて受信アンテナの改善等の適切な対策を行うこととします。</li> <li>・ 連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図ります。</li> </ul>
地域社会 (交通混雑・ 歩行者の 安全)	工事用車両 の走行に伴 う交通混雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・ 土曜日や祝日ならびにプロ野球開催日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や台数の調整に努めます。</li> <li>・ 工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分行い、対象事業実施区域周辺での路上駐車を防止します。</li> <li>・ 対象事業実施区域周辺において他の事業の工事が実施される場合は、必要に応じて関係者間での情報共有、工事内容の調整等に努めます。</li> </ul>
	工事用車両 の走行に伴 う歩行者の 安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事用車両が出入りする時間帯には原則として車両出入口に交通誘導員を配置し、一般通行者や一般通行車両の安全管理に努めます。</li> <li>・ 使用する工事用車両出入口の箇所数は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて必要最小限となるように調整します。</li> <li>・ 対象事業実施区域外周では、必要に応じて案内板や仮設歩道を設け、交通誘導員を配置するなど、安全で円滑な歩行空間を確保します。</li> <li>・ 「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」を参考にして、歩行者に対するバリアフリーの推進に努めます。</li> <li>・ 工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</li> </ul>
文化財等	地下掘削 建物の建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の着工に先立って、二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。</li> <li>・ 調査によって確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議し、法令等に基づき適切に対応します。</li> <li>・ 対象事業実施区域内において新たに文化財や埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。</li> </ul>

#### 1.8 事後調査の受託者

氏名：鹿島建設株式会社 横浜支店 副社長執行役員支店長 野村 高男

住所：神奈川県横浜市中区太田町四丁目 51 番地

## 第2章 事後調査の実施に関する事項



## 第2章 事後調査の実施に関する事項

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置等の適正な履行状況を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価において不確実性が大きい環境影響評価項目を対象として行います。

### 2.1 事後調査計画書で記載した事後調査の項目及び手法

工事中の事後調査項目及びその選定・非選定理由は、表 2.1-1 に示すとおりです。

工事中の事後調査として、廃棄物・建設発生土、騒音、振動、文化財等を選定しており、選定した工事中の事後調査項目の調査内容は、表 2.1-2 に示すとおりです。

なお、事後調査の対象として選定していない環境影響評価項目についても、環境の保全のための措置の実施状況をあわせて報告します。

表 2.1-1 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

時期	項目	環境影響要因	選定・非選定	選定・非選定の理由
工事中	廃棄物・建設発生土	建物の建設	○	リサイクル率などや環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		地下掘削	○	
	大気汚染	建設機械の稼働	×	建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
		工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
		建物の建設	×	既存の建築物の解体工事にあたってアスベストが使用されていた際には、法令に基づく届出等を行い、別途横浜市に届け出ることになるため、選定しません。
	騒音	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
	振動	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果の補完、並びに環境の保全のための措置の実施状況を把握するため選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響の程度は小さいと考えられるため、選定しません。
	地盤 (地盤沈下)	地下掘削	×	本事業では、今後、対象事業実施区域内でボーリングの実測調査を改めて実施し、地盤の状況を確認したうえで工法を確定していきます。現時点では、掘削部の外周に剛性と遮水性の高い山留壁を地上面から約 20m 程度構築し、地下水位を制御しながら掘削工事を行えるディープウェル工法を用いることで、施工上の安全を確保しつつ、周辺の地下水位の著しい変動を回避していく計画としています*。 そのため、掘削面や山留壁からの地下水の湧出の可能性が低くなり、地盤沈下は回避できると考えられるため、選定しません。
地域社会 (交通混雑)	工事用車両の走行	×	本事業の工事用車両の走行に伴う交通混雑への影響の程度は小さいと考えられること、工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう計画的な運行管理に努めるなどの環境の保全のための措置によってさらに交通混雑の影響は低減できると考えられることから、選定しません。	
地域社会 (歩行者の安全)	工事用車両の走行	×	工事中の歩行者の安全性は、警備員の設置や仮設歩道を整備するなどの対応によって確保できるため、選定しません。	
文化財等	地下掘削 建物の建設	○	埋蔵文化財の状況、工事の実施による改変範囲及び適正に保存されることを確認するため、選定します。	

\*「評価書」（令和 3 年 8 月）時点では、ディープウェル工法を採用する予定でしたが、工事着手前に試掘を行った結果、湧水が確認されなかったため、ディープウェル工法は採用せず、SMW の根入れを深くすると共に山留壁の剛性を高め、掘削工事を安全に行える計画としました。



表 2.1-2 事後調査の内容（工事中）

項目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物、建設発生土の発生量及び処分量	工事期間中	対象事業実施区域内	工事期間全般	工事現場の廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の分別項目ごとに月単位で集計
騒音	建設機械の稼働に伴う騒音レベル	平日 1 日	居住環境等に近接し、かつ、影響が最大と想定される対象事業実施区域敷地境界の 1 地点	予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯	「環境騒音の表示・測定方法」（JIS Z 8731）等に基づく手法
	建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	平日 1 日	対象事業実施区域内	上記、現地調査日と同日に実施	現地調査による目視並びに工事資料の整理
振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル	平日 1 日	居住環境等に近接し、かつ、影響が最大と想定される対象事業実施区域敷地境界の 1 地点	予測時点（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯	「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」等に基づく手法
	建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	平日 1 日	対象事業実施区域内	上記、現地調査日と同日に実施	現地調査による目視並びに工事資料の整理
文化財等	埋蔵文化財の状況	適宜	対象事業実施区域内	工事着工前～工事期間全般	埋蔵文化財調査結果、関係機関協議等の資料の整理
環境の保全のための措置※	環境の保全のための措置の実施状況	適宜	対象事業実施区域内	工事期間全般	現地調査（目視）、工事資料の整理、ヒアリング等により、実施状況を把握

※工事中に環境の保全のための措置を講ずるとしている廃棄物・建設発生土、大気質、騒音、振動、地盤（地盤沈下）、電波障害、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）及び文化財等の全 8 項目について、環境の保全のための措置の実施状況を確認しました。

## 2.2 事後調査の実施時期、実施期間等

工事中の事後調査の実施予定時期及び事後調査結果報告書の提出予定時期は、表 2.2-3 に示すとおりです。本書では、廃棄物・建設発生土、騒音及び振動、環境の保全のための措置の実施状況が対象です。なお、今後の工事の進捗等に応じて、事後調査の実施時期及び事後調査結果報告書の提出時期が変更となる可能性があります。

工事工程は、施工計画の詳細検討及び工事の進捗状況等により、「評価書」（令和 3 年 8 月）時点から更新しました。これにより騒音の影響が最大と想定される時期（予測対象時期）が変更となったため、更新後の工事工程表に基づき、騒音の調査実施時期を変更しました。また、調査地点についても、変更後の調査時期に行われている主な工種及びその施工エリアに基づき、建設機械の稼働に伴う騒音レベル・振動レベルが最大と想定される地点に変更しました。評価書からの変更内容は表 2.2-1 に、調査時期に行われている主な工種は表 2.2-2 に示すとおりです。

表 2.2-1 評価書からの変更内容

項目	調査項目	変更事項	変更前 (評価書時)	変更後 (事後調査時)
騒音	建設機械の稼働に伴う騒音レベル 建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	調査時期	令和 4 年 10 月 (工事開始後 13 ヶ月目)	令和 5 年 1 月 (工事開始後 16 ヶ月目)
	建設機械の稼働に伴う騒音レベル	調査地点	対象事業実施区域東側	対象事業実施区域北側 (図 3.2-1 (p.34) 参照)
振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル	調査地点	対象事業実施区域南側	対象事業実施区域北側 (図 3.3-1 (p.46) 参照)

表 2.2-2 調査時期に行われている主な工種

項目		変更前 (評価書時)	変更後 (事後調査時)
騒音	調査時期	工事開始後 13 ヶ月目	工事開始後 16 ヶ月目
	主な工種	タワー棟： 山留工事、杭工事 行政棟： 解体工事、 山留工事、杭工事	タワー棟： 解体工事、杭工事 行政棟： 解体工事、準備工事
振動	調査時期	工事開始後 17 ヶ月目	工事開始後 17 ヶ月目
	主な工種	タワー棟： 杭工事、土工事 行政棟： 解体工事、土工事、 基礎躯体工事	タワー棟： 解体工事、土工事 行政棟： 解体工事





## 第3章 事後調査結果



## 第3章 事後調査結果

### 3.1 廃棄物・建設発生土

#### 3.1.1 事後調査方法等

##### 1) 調査内容

###### ア.産業廃棄物、建設発生土の発生量及び処分量

産業廃棄物の発生量及び処分量を把握しました。

建設発生土の発生量及び処分量については、事後調査結果報告書（工事中その2）において把握します。

###### イ.環境の保全のための措置の実施状況

評価書において工事中に配慮するとしていた環境の保全のための措置の実施状況を把握しました。

##### 2) 調査期間

工事開始（令和3年10月1日）から令和5年3月31日までを対象としました。

##### 3) 調査地点

対象事業実施区域内全域を対象としました。

##### 4) 調査方法

###### ア.産業廃棄物の発生量及び処分量

調査期間中に発生した量について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を整理する方法としました。

###### イ.環境の保全のための措置の実施状況

施工担当者へのヒアリング及び現地確認による方法としました。

#### 3.1.2 事後調査結果

##### 1) 産業廃棄物の発生量及び処分量

調査期間において発生した産業廃棄物の発生量等は、表 3.1-1(1)～(2)に示すとおりです。

解体工事においては、合計約 18,700t の産業廃棄物が発生し、約 18,300t を再資源化、約 400t を最終処分しました。

また、新築工事においては、合計約 31t の産業廃棄物が発生しましたが、再資源化率を 100%とすることにより、最終処分量は 0t となりました。

表 3.1-1(1) 産業廃棄物発生量（解体工事）

種類	発生量 (t)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t)	最終処分量 (t)
コンクリート	17,201.3	100	17,201.3	0
アスファルト	275.3	100	275.3	0
木くず（木材、樹木）	491.4	100	491.4	0
金属くず	54.8	100	54.8	0
混合廃棄物	279.9	100	279.9	0
飛散性アスベスト	48.0	0	0	48.0
非飛散性アスベスト	351.2	0	0	351.2
合計	18,701.9	-	18,302.7	399.2

注) 表中の数字は小数点以下第一位で表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

表 3.1-1(2) 産業廃棄物発生量（新築工事）

種類	発生量 (t)	再資源化率 (%)	再資源化量 (t)	最終処分量 (t)
コンクリートがら	0	-	-	-
アスコンがら	3.7	100	3.7	0
ガラス陶磁器	0	-	0	0
廃プラスチック	6.3	100	6.3	0
金属くず	1.1	100	1.1	0
木くず	19.8	100	19.8	0
紙くず	0.3	100	0.3	0
石膏ボード	0	-	-	-
その他	0	-	-	-
混合廃棄物	0	-	-	-
合計	31.2	-	31.2	0

注) 表中の数字は小数点以下第一位で表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

## 2) 環境の保全のための措置の実施状況

廃棄物・建設発生土に係る環境の保全のための措置の実施状況は、表 3.1-2(1)~(4)に示すとおりです。



表 3.1-2(1) 環境の保全のための措置の実施状況（廃棄物・建設発生土）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。</p>	<p>協力業者へ梱包資材の低減を指示の上、無駄な梱包を極力抑制し簡易梱包を励行させました。</p>  <p>資材の簡易梱包</p>
<p>工事現場内に廃棄物保管場所を設置して、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮することで、再利用・再生利用に寄与します。</p>	<p>廃棄物保管場所を工事現場内に設置し、産業廃棄物の分別保管を行うことにより、再利用・再生利用を徹底しています。また、廃棄物保管場所にはネットを取り付けることにより、飛散防止等の環境保持を図っています。</p>  <p>廃棄物保管場所</p>  <p>産業廃棄物の分別保管</p>

表 3.1-2(2) 環境の保全のための措置の実施状況（廃棄物・建設発生土）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。</p>	<p>廃棄物保管場所に廃棄物の分別に関する掲示を行い、工事関係者に対して廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発しています。</p>  <p>廃棄物の分別に関する掲示</p>
<p>特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力資源化に努めます。</p>	<p>特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）については、法令に基づき、工事現場内で分別を行い、現時点においては再資源化率 100%を達成しています。</p>  <p>建設発生木材の分別状況</p>



表 3.1-2(3) 環境の保全のための措置の実施状況（廃棄物・建設発生土）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託し、産業廃棄物管理票を交付して運搬・処分先を明確にし、適正に処理します。</p>	<p>産業廃棄物については、法令に基づき、産業廃棄物処理業の許可を受けた専門業者に委託し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して適正に処理しています。</p>  <p>産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付</p>
<p>産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講じます。</p>	<p>産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように、荷台カバー等を使用しています。</p> 
<p>建設発生土は、搬出運搬時に飛散等が生じないように荷台カバー等を使用するなど適切な対策を講じ、適切な処分場等の受入先へ搬出していきます。</p>	<p>建設発生土は、搬出運搬時に飛散等が生じないように荷台の飛散防止装置を使用するなど、適切な対策を講じ、大黒ふ頭中継所（横浜港埠頭株式会社）等の受入先へ搬出しています。</p>  <p>飛散防止装置の使用</p>

表 3.1-2(4) 環境の保全のための措置の実施状況（廃棄物・建設発生土）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>アスベストの収集、運搬及び処分にあたっては、法令等に基づき、梱包による飛散防止の対策を実施するなど適切な処理・処分を行います。</p>	<p>事前調査を実施した結果、アスベスト含有建材が確認されたため、法令等に基づき、適切に除去を行っています。</p> <p>除去したアスベスト含有建材については、法令等に基づき、飛散防止対策のため梱包した上で運搬業者及び処分業者に委託し、適切に運搬・処分しています。</p>   <p>アスベスト除去作業</p>  <p>除去したアスベストの梱包</p>

### 3.1.3 事後調査結果の考察

評価書で示した環境保全目標は表 3.1-3 に、評価書の予測結果と事後調査結果の比較は表 3.1-4(1)～(2)に示すとおりです。

事後調査結果における解体工事に伴う産業廃棄物の発生量は、調査期間において約 18,700t であり、予測結果の約 3,900t を上回っていますが、最終処分量は飛散性アスベスト約 50t 及び非飛散性アスベスト約 350t のみとなりました。これは、施工業者による分別の徹底等の環境の保全のための措置の実施により、多くの産業廃棄物が再資源化できたことが要因と考えられます。

また、事後調査結果における新築工事に伴う産業廃棄物の発生量は、調査期間において約 31t であり、予測結果の約 4,350t を下回っています。

工事の実施にあたっては、表 3.1-2(1)～(4)に示したとおり、工事関係者に対して廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発するなどの環境の保全のための措置を講じています。今後 LVA 棟建設予定地の解体工事などに伴い廃棄物が更に発生することが想定されますが、引き続き、発生抑制、最終処分量の縮減に向けて、環境の保全のための措置の実施に務めます。

現在工事を継続しているため、最終的な考察及び環境保全目標の達成状況については、事後調査結果報告書（工事中その 2）において記述します。

表 3.1-3 環境保全目標（廃棄物・建設発生土）

区分	環境保全目標
・建物の建設 ・地下掘削	工事により発生する廃棄物及び建設発生土の発生抑制、再使用及び再生利用、並びにこれらの適正な処理・処分が行われること。

表 3.1-4(1) 評価書で示した予測結果と事後調査結果の比較（解体工事）

単位：t

種類	評価書で示した予測結果		事後調査結果	
	発生量	最終処分量	発生量	最終処分量
コンクリート	2,525.2	0	17,201.3	0
アスファルト	396.7	0	275.3	0
木くず（木材、樹木）	50.6	0.6	491.4	0
金属くず	709.4	14.9	54.8	0
混合廃棄物	132.3	16.7	279.9	0
飛散性アスベスト	36.2	36.2	48.0	48.0
非飛散性アスベスト	29.1	29.1	351.2	351.2
合計	3,879.5	97.5	18,701.9	399.2

注) 表中の数字は小数点以下第一位で表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

表 3.1-4(2) 評価書で示した予測結果と事後調査結果の比較（新築工事）

単位：t

種類	評価書で示した予測結果		事後調査結果	
	発生量	最終処分量	発生量	最終処分量
コンクリートがら	1,251	0	0	0
アスコンがら	383	0	3.7	0
ガラス陶磁器	251	32.2	0	0
廃プラスチック	196	34.2	6.3	0
金属くず	245	5.2	1.1	0
木くず	265	3.2	19.8	0
紙くず	113	2.7	0.3	0
石膏ボード	286	59.0	0	0
その他	508	22.9	0	0
混合廃棄物	857	108.0	0	0
合計	4,356	267.4	31.2	0

## 3.2 騒音

### 3.2.1 事後調査方法等

#### 1) 調査内容

##### ア.建設機械の稼働に伴う騒音レベル及び建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

建設機械の稼働に伴う騒音レベル及びその際の建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置を把握しました。

##### イ.環境の保全のための措置の実施状況

評価書において工事中に配慮するとしていた環境の保全のための措置の実施状況を把握しました。

#### 2) 調査日時

##### ア.建設機械の稼働に伴う騒音レベル及び建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

令和5年1月6日(金)の7時から19時(調査当日の工事時間である8時から18時に前後1時間を加えた時間)に実施しました。

##### イ.環境の保全のための措置の実施状況

工事開始(令和3年10月1日)から令和5年3月31日までを対象としました。

#### 3) 調査地点

##### ア.建設機械の稼働に伴う騒音レベル

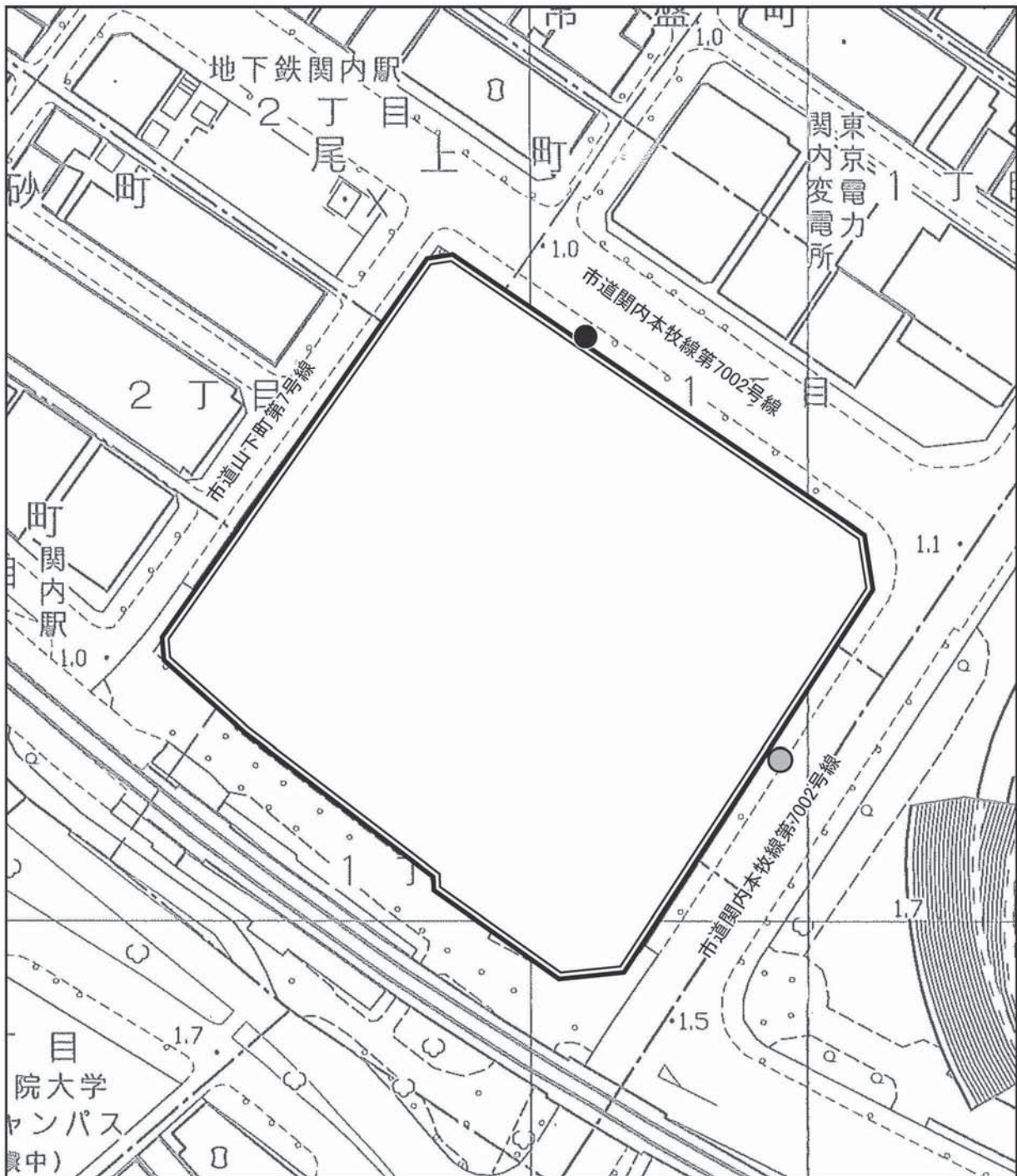
調査地点は図3.2-1に示すとおり、建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大と想定される工事敷地境界としました。

評価書時の調査予定地点では、建設機械が多く稼働しているタワー棟から発生する騒音が行政棟に遮られることにより、周辺の居住環境等への影響が適切に把握できないと考えられたため、調査当日の建設機械の稼働位置に合わせて、適切な位置に調査地点を変更しました。

##### イ.建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置及び環境の保全のための措置の実施状況

対象事業実施区域内全域を対象としました。

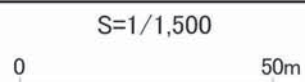




凡例

- |  |   |
|--|---|
|  対象事業実施区域     |  騒音調査地点              |
|  仮囲い (H=3.0m) |  事後調査計画書に示した騒音調査予定地点 |

図3.2-1 騒音調査地点位置図





#### 4) 調査方法

##### ア.建設機械の稼働に伴う騒音レベル及び建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

騒音レベルの調査方法は表 3.2-1 に、調査に使用した測定機器は表 3.2-2 に示すとおりです。

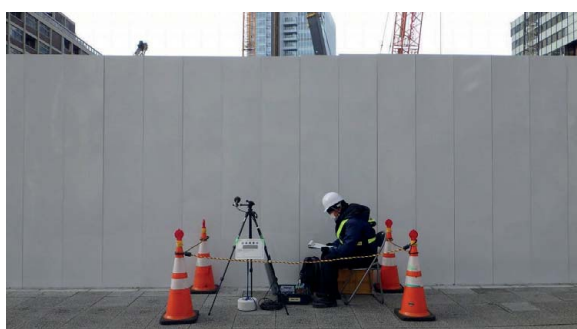
建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置については、施工担当者へのヒアリング及び現地確認による方法としました。

表 3.2-1 調査方法

調査項目	調査方法
建設機械の稼働に伴う騒音レベル	計量法第 71 条の条件に適合した騒音計を使用して、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731) に準拠し、1 時間ごとの 90%レンジの上端値 ( $L_{A5}$ ) を測定する方法としました。 測定条件として、マイクロホン高さは地上高 1.2mとし、騒音計の周波数重み付け特性は A 特性に、時間重み付け特性は F (Fast) として設定しました。

表 3.2-2 使用測定機器

測定項目	機器名	製造メーカー	型式	測定レベル範囲
騒音レベル	積分形普通騒音計	リオン株式会社	NL-42	A 特性 : 25~138dB



調査状況



騒音調査時の工事現場内

##### イ.環境の保全のための措置の実施状況

施工担当者へのヒアリング及び現場確認による方法としました。

### 3.2.2 事後調査結果

#### 1) 建設機械の稼働に伴う騒音レベル

騒音の事後調査結果は、表 3.2-3 及び図 3.2-2 に示すとおりです。

工事時間帯（8時から12時及び13時から18時）の騒音レベル（ $L_{A5}$ ）は、67.8～70.5dB であり、規制基準値（85dB）を下回っていました。

表 3.2-3 騒音調査結果

単位：dB

区分	時間帯	等価騒音レベル	時間率騒音レベル				
		$L_{Aeq}$	$L_{A5}$	$L_{A10}$	$L_{A50}$	$L_{A90}$	$L_{A95}$
工事前	7:00 ～ 8:00	63.5	69.0	66.8	59.6	54.5	53.7
工事時間帯	8:00 ～ 9:00	65.3	70.0	67.8	62.1	58.3	57.5
	9:00 ～ 10:00	66.7	70.5	69.0	65.2	62.6	61.9
	10:00 ～ 11:00	66.1	69.9	68.3	63.9	61.1	60.5
	11:00 ～ 12:00	67.0	70.5	68.8	65.1	62.3	61.5
休憩	12:00 ～ 13:00	62.8	67.8	66.3	60.0	55.3	54.4
工事時間帯	13:00 ～ 14:00	66.4	70.0	68.6	64.9	62.1	61.3
	14:00 ～ 15:00	66.9	70.2	68.9	65.8	63.1	62.5
	15:00 ～ 16:00	64.7	69.1	67.3	62.6	59.0	58.4
	16:00 ～ 17:00	63.8	68.8	67.0	61.5	58.0	57.3
	17:00 ～ 18:00	62.6	67.8	65.9	59.9	54.5	53.3
工事後	18:00 ～ 19:00	62.6	67.5	65.7	59.6	53.8	52.7
工事時間帯 8:00～12:00 13:00～18:00	平均	65.7	69.6	68.0	63.4	60.1	59.4
	最大	67.0	70.5	69.0	65.8	63.1	62.5
	最小	62.6	67.8	65.9	59.9	54.5	53.3
全時間帯 7:00～19:00	平均	65.2	69.3	67.5	62.5	58.7	57.9
	最大	67.0	70.5	69.0	65.8	63.1	62.5
	最小	62.6	67.5	65.7	59.6	53.8	52.7

※1 各時間値及び平均等価騒音レベルは、有効データのエネルギー平均値です。

※2 各時間値及び平均時間率騒音レベルは、有効データの算術平均値です。

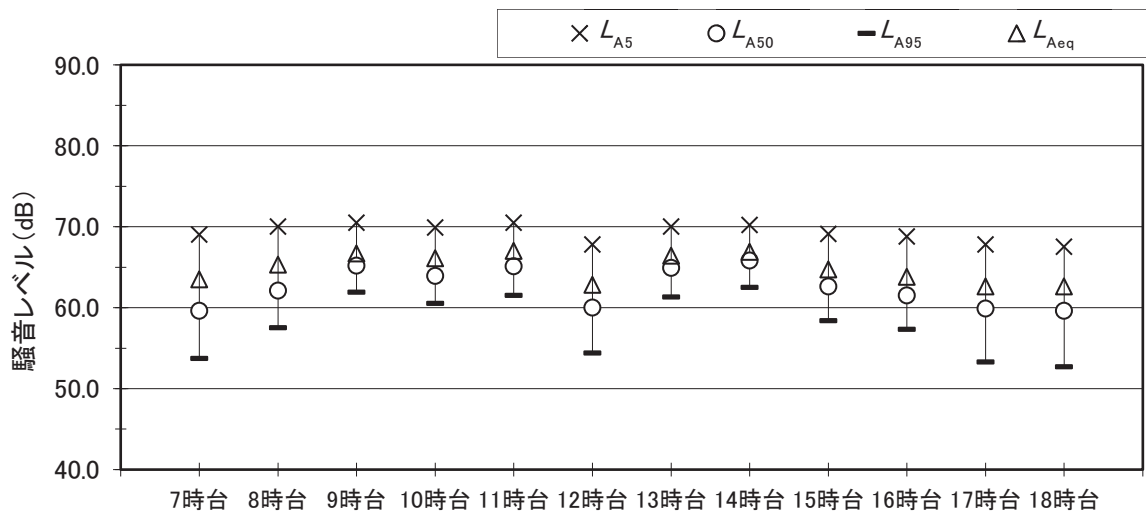


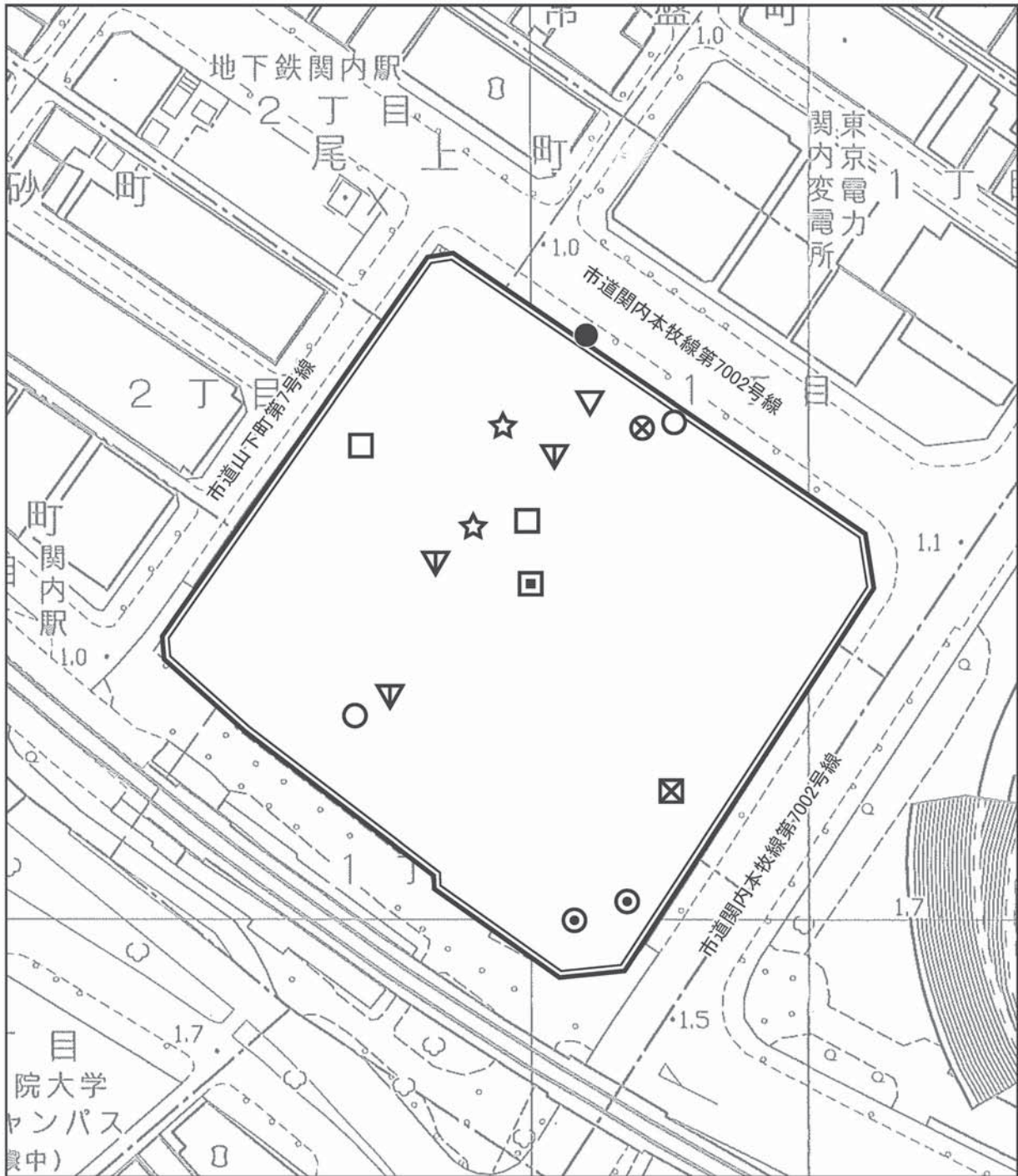
図 3.2-2 騒音調査結果

## 2) 建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

騒音の事後調査日における建設機械の稼働台数は表 3.2-4 に、概ねの稼働位置は図 3.2-3 に示すとおりです。

表 3.2-4 建設機械の稼働台数

建設機械の種類	事後調査実施時における建設機械の稼働台数 (台/日)
杭打機	2
バックホウ (0.01 m <sup>3</sup> )	2
バックホウ (0.1 m <sup>3</sup> )	2
バックホウ (0.2 m <sup>3</sup> )	1
バックホウ (0.4 m <sup>3</sup> )	1
バックホウ (0.7 m <sup>3</sup> )	3
クローラークレーン (100t)	2
クローラークレーン (150t)	1
ユニック車	1
合計	15



凡例













- |   |              |   |                               |  |                              |
|---|--------------|---|-------------------------------|--|------------------------------|
|  | 対象事業実施区域     |  | : 杭打機                         |  | : バックホウ (0.7m <sup>3</sup> ) |
|  | 仮囲い (H=3.0m) |  | : バックホウ (0.01m <sup>3</sup> ) |  | : クローラークレーン (100t)           |
|  | 騒音調査地点       |  | : バックホウ (0.1m <sup>3</sup> )  |  | : クローラークレーン (150t)           |
|   |              |  | : バックホウ (0.2m <sup>3</sup> )  |  | : ユニック車                      |
|   |              |  | : バックホウ (0.4m <sup>3</sup> )  |  |                              |

図3.2-3 建設機械の概ねの稼働位置(騒音)

S=1/1,500  
0 50m





### 3) 環境の保全のための措置の実施状況

騒音に係る環境の保全のための措置の実施状況は、表 3.2-5(1)～(4)に示すとおりです。

表 3.2-5(1) 環境の保全のための措置の実施状況（騒音）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。</p>	<p>可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用しています。</p>  <p>超低騒音型建設機械</p>  <p>上記建設機械のラベル</p>
<p>工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</p>	<p>定期的な会議を開催し、工事の平準化や建設機械の効率的な稼働を図るために施工計画を十分に検討しています。</p>  <p>定例会議</p>

表 3.2-5(2) 環境の保全のための措置の実施状況（騒音）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</p>	<p>作業前ミーティング等において、建設機械のアイドリングストップの徹底等を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底しています。</p>  <p>作業前ミーティング</p>
<p>対象事業実施区域境界には仮囲いを設置します。</p>	<p>工事区域境界には、仮囲い（鋼製仮囲い高さ 3m 等）を設置しています。 また、旧横浜市庁舎の既存建物（議会棟）の解体にあたっては、外壁の周囲に防音パネルを設置しました。</p>  <p>仮囲い</p>  <p>防音パネル</p>

表 3.2-5(3) 環境の保全のための措置の実施状況（騒音）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。</p>	<p>建設機械は定期的に検査を実施するとともに、日々の整備・点検を徹底しています。</p>  <p>定期自主検査（バックホウ）</p>
<p>工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</p>	<p>定期的に会議を開催し、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めています。</p>  <p>定例会議</p>
<p>土曜日や祝日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数の調整に努めます。</p>	<p>土曜日や祝日の工事にあたっては、工事区域周辺の交通状況を勘案し、特定の時間帯に工事用車両が集中しないよう、作業間調整会議にて搬出入調整を行っています。</p>



表 3.2-5(4) 環境の保全のための措置の実施状況（騒音）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</p>	<p>新規入場者教育等において、工事車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育を徹底しています。</p>  <p>新規入場者教育</p>
<p>工事車両の整備・点検を徹底します。</p>	<p>工事車両は定期的に検査を実施するとともに、日々の整備・点検を徹底しています。</p>  <p>定期自主検査（高所作業車）</p>



### 3.2.3 事後調査結果の考察

評価書で示した環境保全目標は表 3.2-6 に、評価書の予測結果と事後調査結果の比較は表 3.2-7 に示すとおりです。

事後調査結果における騒音レベル ( $L_{A5}$ ) の最大値は 70.5dB であり、予測結果 (72.9dB) 及び環境保全目標 (85dB) を下回りました。

また、評価書における建設機械の予測条件と事後調査実施時における建設機械の稼働状況は、表 3.2-8 に示すとおりです。

工事工程の更新及び調査時期の変更に伴い、評価書の予測条件と事後調査時の現場状況は異なりますが、工事工程の平準化及び同時稼働する建設機械の台数削減に努めました。

工事の実施にあたっては、表 3.2-5(1)~(4)に示したとおり、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するとともに、建設機械の効率的な稼働を図るために施工計画を十分に検討するなどの環境の保全のための措置を講じています。

以上のことから、環境保全目標「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準である 85dB 以下とすること」は達成されているものと考えます。

表 3.2-6 環境保全目標（騒音）

区分	環境保全目標
・建設機械の稼働	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準である 85dB 以下とすること。

表 3.2-7 評価書で示した予測結果と事後調査結果の比較

予測・調査項目	規制基準	評価書で示した 予測結果 ( $L_{A5}$ )	事後調査結果 ( $L_{A5}$ )
騒音レベル	85dB	72.9dB	70.5dB (最大値)

表 3.2-8 評価書の予測条件と事後調査時の状況の比較

		評価書の予測条件	事後調査時の状況
予測・調査時期		工事開始後 13 ヶ月目	工事開始後 16 ヶ月目
主な工種		タワー棟： 山留工事、 杭工事 行政棟： 解体工事、 山留工事、 杭工事	タワー棟： 解体工事、 杭工事 行政棟： 解体工事、 準備工事
建設 機械 の 台 数 ( 台 / 日)	SMW 用 3 軸オーガー	2	—
	杭打機	3	2
	バックホウ (0.01 m <sup>3</sup> )	—	2
	バックホウ (0.1 m <sup>3</sup> )	—	2
	バックホウ (0.2 m <sup>3</sup> )	—	1
	バックホウ (0.4 m <sup>3</sup> )	2	1
	バックホウ (0.7 m <sup>3</sup> )	2	3
	コンプレッサー	4	—
	クローラークレーン (50t)	3	—
	クローラークレーン (80t)	1	—
	クローラークレーン (100t)	—	2
	クローラークレーン (120t)	2	—
	クローラークレーン (150t)	—	1
	ラフタークレーン (16t)	2	—
	ユニック車	—	1
	合計	21	15

### 3.3 振動

#### 3.3.1 事後調査方法等

##### 1) 調査内容

###### ア.建設機械の稼働に伴う振動レベル及び建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

建設機械の稼働に伴う振動レベル及びその際の建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置を把握しました。

###### イ.環境の保全のための措置の実施状況

評価書において工事中に配慮するとしていた環境の保全のための措置の実施状況を把握しました。

##### 2) 調査日時

###### ア.建設機械の稼働に伴う振動レベル及び建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

令和5年2月16日(木)の7時から19時(調査当日の工事時間である8時から18時に前後1時間を加えた時間)に実施しました。

###### イ.環境の保全のための措置の実施状況

工事開始(令和3年10月1日)から令和5年3月31日までを対象としました。

##### 3) 調査地点

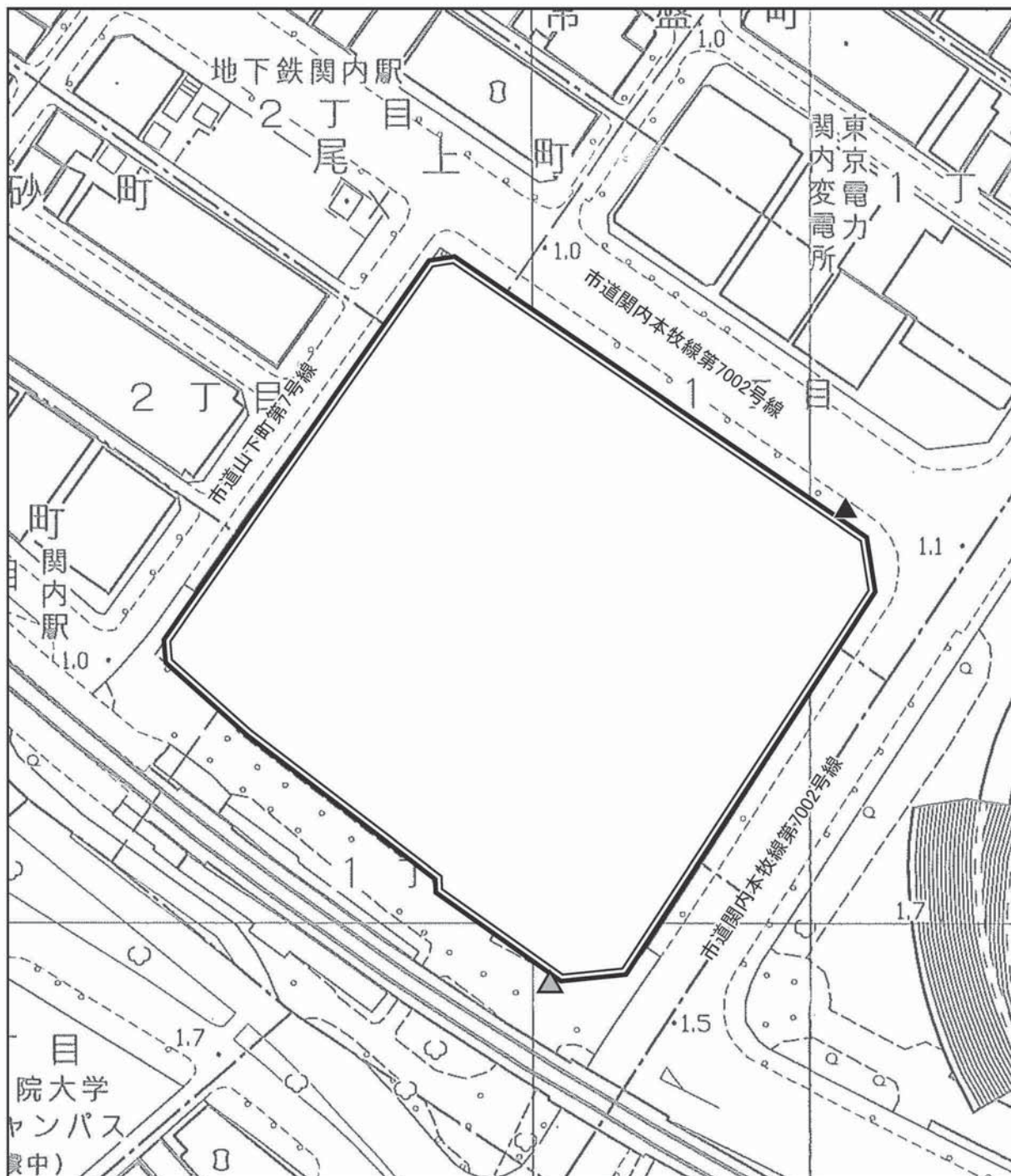
###### ア.建設機械の稼働に伴う振動レベル

調査地点は図3.3-1に示すとおり、建設機械の稼働に伴う振動レベルが最大と想定される工事敷地境界としました。

評価書時の調査予定地点では、建設機械が多く稼働しているタワー棟から発生する振動による周辺の居住環境等への影響が適切に把握できないと考えられたため、調査当日の建設機械の稼働位置に合わせて、適切な位置に調査地点を変更しました。

###### イ.建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置及び環境の保全のための措置の実施状況

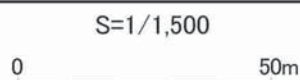
対象事業実施区域内全域を対象としました。



凡例

- |   |              |   |                     |
|---|--------------|---|---------------------|
|  | 対象事業実施区域     |  | 振動調査地点              |
|  | 仮囲い (H=3.0m) |  | 事後調査計画書に示した振動調査予定地点 |

図3.3-1 振動調査地点位置図



#### 4) 調査方法

##### ア.建設機械の稼働に伴う振動レベル及び建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

振動レベルの調査方法は表 3.3-1 に、調査に使用した測定機器は表 3.3-2 に示すとおりです。

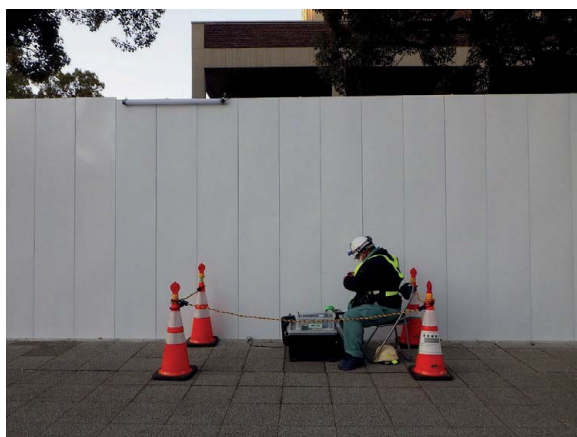
建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置については、施工担当者へのヒアリング及び現地確認による方法としました。

表 3.3-1 調査方法

調査項目	調査方法
建設機械の稼働に伴う振動レベル	計量法第 71 条の条件に適合した振動レベル計を使用して、「振動規制法施行規則」及び「振動レベル測定法」(JIS Z 8735) に準拠し、1 時間ごとの 80% レンジの上端値 ( $L_{10}$ ) を測定する方法としました。 測定条件として、ピックアップは固い地盤面に設置し、振動レベル計の周波数重み付け特性は鉛直振動特性として設定しました。

表 3.3-2 使用測定機器

測定項目	機器名	製造メーカー	型式	測定レベル範囲
振動レベル	振動レベル計	リオン株式会社	VM-55	鉛直方向：25～129dB



調査状況



振動調査時の工事現場内

##### イ.環境の保全のための措置の実施状況

施工担当者へのヒアリング及び現場確認による方法としました。



### 3.3.2 事後調査結果

#### 1) 建設機械の稼働に伴う振動レベル

振動の事後調査結果は、表 3.3-3 及び図 3.3-2 に示すとおりです。

工事時間帯（8時から12時及び13時から18時）の振動レベル（ $L_{10}$ ）は、37.9～48.0dB であり、規制基準値（75dB）を下回っていました。

表 3.3-3 振動調査結果

単位：dB

区分	時間帯	時間率振動レベル				
		$L_5$	$L_{10}$	$L_{50}$	$L_{90}$	$L_{95}$
工事前	7:00 ～ 8:00	42.5	39.7	33.2	29.4	28.5
工事時間帯	8:00 ～ 9:00	50.2	48.0	40.3	35.0	33.8
	9:00 ～ 10:00	47.0	45.6	41.0	37.2	36.4
	10:00 ～ 11:00	44.7	43.0	37.6	33.1	31.9
	11:00 ～ 12:00	48.0	46.7	42.4	38.7	37.7
休憩	12:00 ～ 13:00	40.1	37.4	32.2	29.3	28.4
工事時間帯	13:00 ～ 14:00	44.5	42.4	36.3	32.5	31.4
	14:00 ～ 15:00	46.9	45.2	40.6	37.1	36.3
	15:00 ～ 16:00	44.8	43.3	38.5	34.6	33.3
	16:00 ～ 17:00	47.8	46.2	41.1	37.6	36.7
	17:00 ～ 18:00	39.9	37.9	33.7	29.6	28.5
工事後	18:00 ～ 19:00	40.5	37.3	32.8	29.2	28.3
工事時間帯 8:00～12:00 13:00～18:00	平均	46.0	44.3	39.1	35.0	34.0
	最大	50.2	48.0	42.4	38.7	37.7
	最小	39.9	37.9	33.7	29.6	28.5
全時間帯 7:00～19:00	平均	44.7	42.7	37.5	33.6	32.6
	最大	50.2	48.0	42.4	38.7	37.7
	最小	39.9	37.3	32.2	29.2	28.3

※各時間値及び平均時間率振動レベルは、有効データの算術平均値です。

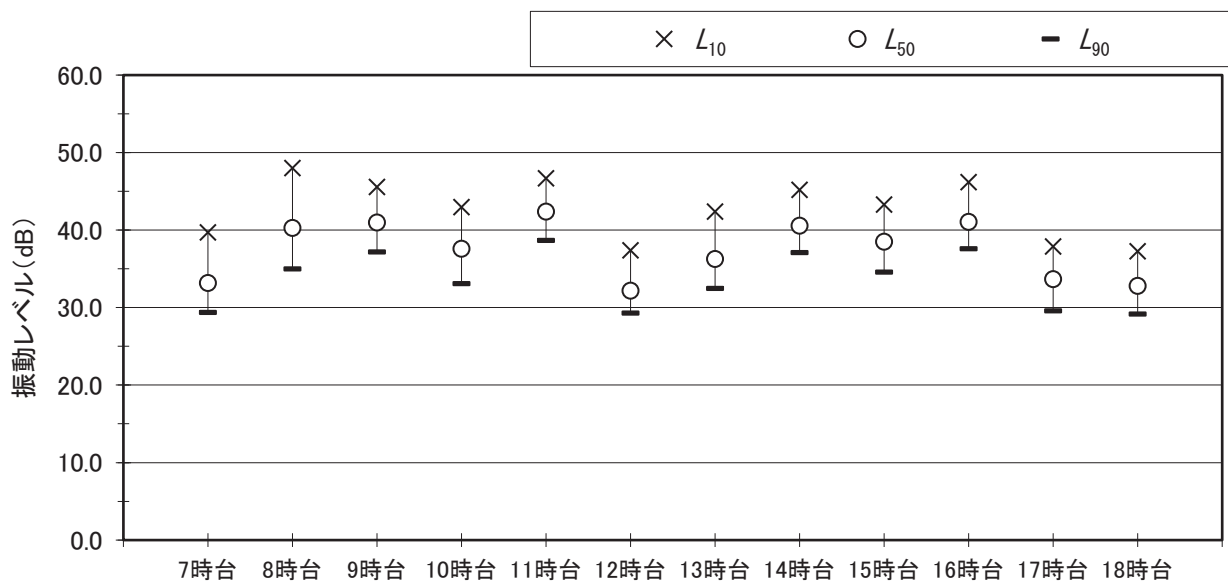


図 3.3-2 振動調査結果

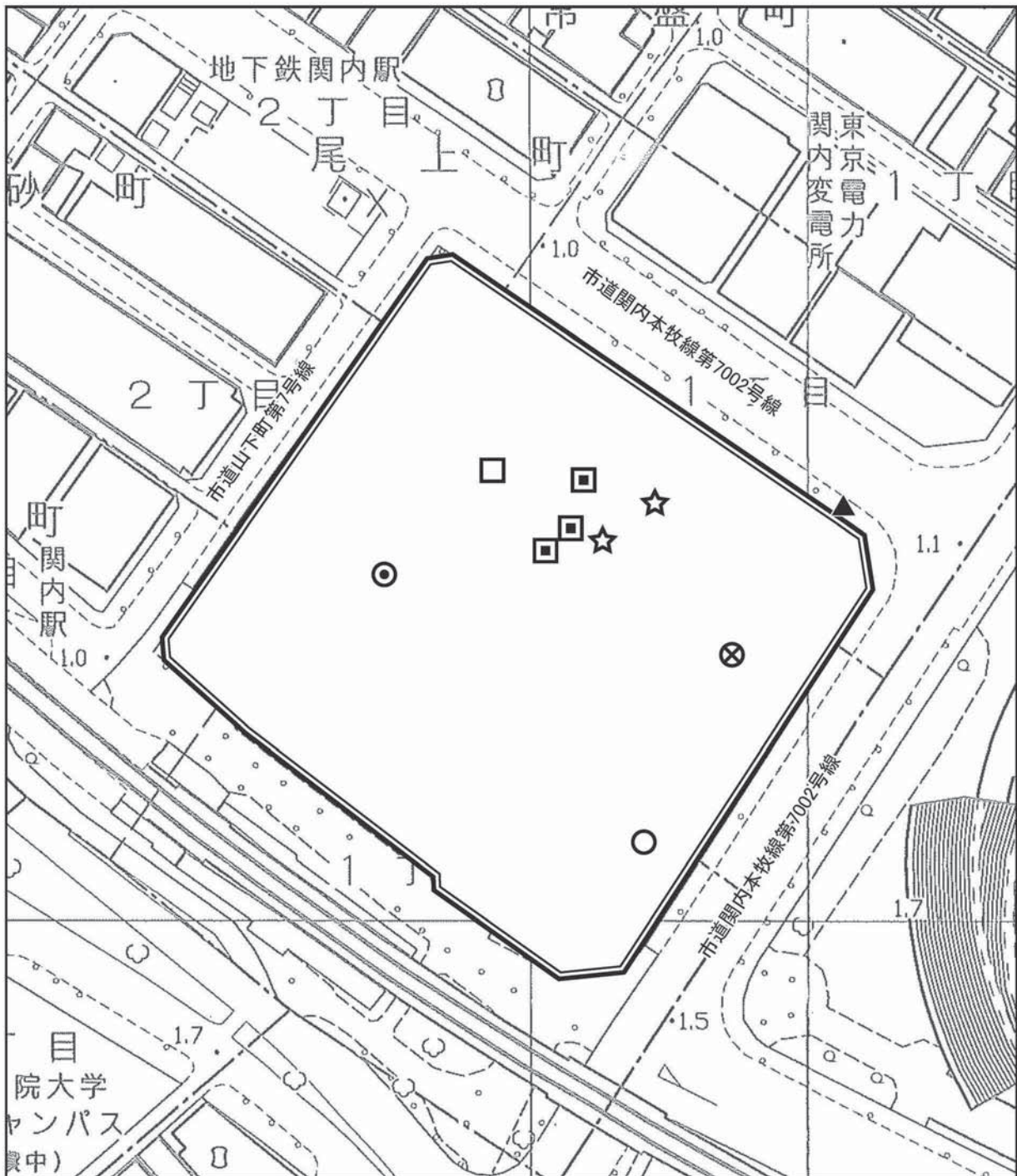
## 2) 建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置

振動の事後調査日における建設機械の稼働台数は表 3.3-4 に、概ねの稼働位置は図 3.3-3 に示すとおりです。

表 3.3-4 建設機械の稼働台数

建設機械の種類	事後調査実施時における建設機械の稼働台数 (台/日)
コンクリート破砕機 (0.7 m <sup>3</sup> )	2
バックホウ (0.45 m <sup>3</sup> )	1
バックホウ (0.7 m <sup>3</sup> )	1
コンプレッサー	1
ラフタークレーン (25t)	1
高所作業車	3
合計	9





凡例

- |  |  |   |
|--|--|---|
|  対象事業実施区域     |  : コンクリート破砕機 (0.7m <sup>3</sup> ) |  : 高所作業車 |
|  仮囲い (H=3.0m) |  : バックホウ (0.45m <sup>3</sup> )    |   |
|  振動調査地点       |  : バックホウ (0.7m <sup>3</sup> )     |   |
|  |  : コンプレッサー                        |   |
|  |  : ラフタークレーン (25t)                 |   |

図3.3-3 建設機械の概ねの移動位置(振動)

S=1/1,500  
0 50m



### 3) 環境の保全のための措置の実施状況

振動に係る環境の保全のための措置の実施状況は、表 3.3-5(1)～(2)に示すとおりです。

表 3.3-5(1) 環境の保全のための措置の実施状況（振動）

環境の保全のための措置	実施状況
<p>可能な限り最新の低振動型建設機械を使用します。</p>	<p>ジャイアントブレーカーを使用した作業に伴う振動を低減させるため、部分的に、振動の少ない全旋回オールケーシング工法（CD工法）により解体作業を実施しました。</p>  <p>CD工法の実施状況</p>
<p>工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</p>	<p>定期的な会議を開催し、工事の平準化や建設機械の効率的な稼働を図るために施工計画を十分に検討しています。</p>
<p>建設機械に無理な負荷をかけないようにします。</p>	<p>新規入場者教育等において、無用な空ぶかしや高負荷運転をせず、丁寧な運転・操作に努めるよう、指導・教育を徹底しています。</p>
<p>建設機械のオペレーターに対し、低速走行等の徹底を指導します。</p>	<p>工事現場内に制限速度の看板を設置し、低速走行を徹底させています。</p>  <p>制限速度の看板</p>
<p>正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。</p>	<p>建設機械は定期的に検査を実施するとともに、日々の整備・点検を徹底しています。</p>
<p>工事車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</p>	<p>定期的な会議を開催し、工事車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めています。</p>

表 3.3-5(2) 環境の保全のための措置の実施状況（振動）

環境の保全のための措置	実施状況
土曜日や祝日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数の調整に努めます。	工事区域周辺の交通状況を勘案し、1つの時間帯に工事用車両が集中しないように作業間調整会議にて搬出入調整を行っています。
工事関係者に対し、工事用車両に過積載をしないよう、また、急発進・急加速をしない等、エコドライブの実施を指導します。	新規入場者教育等において、過積載、急発進・急加速の防止などについて周知し、エコドライブの実施を指導しています。
工事用車両の整備・点検を徹底します。	工事用車両は定期的に検査を実施するとともに、日々の整備・点検を徹底しています。

### 3.3.3 事後調査結果の考察

評価書で示した環境保全目標は表 3.3-6 に、評価書の予測結果と事後調査結果の比較は表 3.3-7 に示すとおりです。

事後調査結果における振動レベル ( $L_{10}$ ) の最大値は 48.0dB であり、予測結果 (66.1dB) 及び環境保全目標 (75dB) を下回りました。

また、評価書における建設機械の予測条件と事後調査実施時における建設機械の稼働状況は、表 3.3-8 に示すとおりです。

工事の実施にあたっては、表 3.3-5(1)~(2)に示したとおり、振動の影響の少ない工法を採用するとともに、工事の平準化や建設機械の効率的な稼働を図るために施工計画を十分に検討するなどの環境の保全のための措置を講じています。

以上のことから、環境保全目標「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準である 75dB 以下とすること」は達成されているものと考えます。

表 3.3-6 環境保全目標（振動）

区分	環境保全目標
・建設機械の稼働	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準である 75dB 以下とすること。

表 3.3-7 評価書で示した予測結果と事後調査結果の比較

予測・調査項目	規制基準	評価書で示した 予測結果 ( $L_{10}$ )	事後調査結果 ( $L_{10}$ )
振動レベル	75dB	66.1dB	48.0dB (最大値)

表 3.3-8 評価書時の予測条件と事後調査時の状況の比較

予測・調査時期		評価書の予測条件	事後調査時の状況
主な工種		タワー棟： 杭工事、 土工事 行政棟： 解体工事、 土工事、 基礎躯体工事	タワー棟： 解体工事、 土工事 行政棟： 解体工事
建設機械の台数 (台/日)	コンクリート破砕機 (0.7 m <sup>3</sup> )	2	2
	杭打機	2	—
	バックホウ (0.25 m <sup>3</sup> )	1	—
	バックホウ (0.4 m <sup>3</sup> )	4	—
	バックホウ (0.45 m <sup>3</sup> )	—	1
	バックホウ (0.7 m <sup>3</sup> )	5	1
	コンプレッサー	4	1
	クローラークレーン (120t)	2	—
	ラフタークレーン (16t)	2	—
	ラフタークレーン (25t)	—	1
	ラフタークレーン (50t)	2	—
	高所作業車	—	3
	合計	24	9



### 3.4 環境の保全のための措置

#### 3.4.1 事後調査方法等

##### 1) 調査内容

評価書において工事中に配慮するとしていた環境の保全のための措置の実施状況（廃棄物・建設発生土、騒音及び振動を除く）を把握しました。

##### 2) 調査日時

工事開始（令和3年10月1日）から令和5年3月31日までを対象としました。

##### 3) 調査地点

対象事業実施区域内全域を対象としました。

##### 4) 調査方法

施工担当者へのヒアリング及び現地確認による方法としました。

#### 3.4.2 事後調査結果

廃棄物・建設発生土、騒音及び振動を除く環境の保全のための措置の実施状況は、表3.4-1(1)～(8)に示すとおりです。

表 3.4-1(1) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響 評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
大気質	最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用します。	<p>最新の排出ガス対策型建設機械を極力採用しています。</p>  <p>排出ガス対策型建設機械</p>  <p>上記建設機械のラベル</p>
	<p>工事計画の策定にあたっては、施工計画を十分に検討し、工事の平準化、集中稼働を回避するなどの建設機械の効率的稼働に努めます。</p>	<p>定期的な会議を開催し、工事の平準化や建設機械の効率的な稼働を図るために施工計画を十分に検討しています。</p>
	<p>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</p>	<p>新規入場者教育等において、建設機械のアイドリングストップの徹底等を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底しています。</p>

表 3.4-1(2) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
大気質	建設機械の省燃費運転を推進します。	<p>工事現場内において、建設機械等のアイドリングストップを啓発するための看板を掲示するなど、省燃費運転を推進しています。</p>  <p>アイドリングストップに関する看板</p>
	正常な運転を実施できるよう、建設機械の整備・点検を徹底します。	建設機械は定期的に検査を実施するとともに、日々の整備・点検を徹底しています。
	工事区域境界には仮囲いを設置します。	工事区域境界には、仮囲い（鋼製仮囲い高さ3m等）を設置しています。
	建設発生土の搬出の際は、荷台カバーの活用等の飛散防止のための措置を行います。	<p>建設発生土の搬出の際は、荷台の飛散防止装置を使用する等、飛散防止のための措置を行っています。</p> <p>また、工事用車両が出庫する際には、タイヤに付着した粉じん等の飛散防止のため、タイヤ洗浄を行っています。</p>  <p>タイヤ洗浄</p>
	工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。	定期的に会議を開催し、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めています。
	土曜日や祝日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や走行台数の調整に努めます。	工事区域周辺の交通状況を勘案し、1つの時間帯に工事用車両が集中しないように作業間調整会議にて搬出入調整を行っています。



表 3.4-1(3) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響 評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
大気質	<p>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</p>	<p>新規入場者教育等において、工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育を徹底しています。</p>
	<p>工事用車両の整備・点検を徹底します。</p>	<p>工事用車両は定期的に検査を実施するとともに、日々の整備・点検を徹底しています。</p>
地盤	<p>地下掘削では、浸透性の低いシルト層に剛性と遮水性の高い山留壁を構築し、山留壁からの地下水の湧出を極力防止し、周辺の地盤沈下を回避します。</p>	<p>地下掘削にあたっては、SMW 工法により山留壁を構築し、周辺の地盤沈下を回避しました。今後地下掘削を行う場合においても、周辺の地盤沈下を回避することが可能な工法の採用を検討します。</p> <div data-bbox="853 824 1388 1227" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="853 1232 1388 1630" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">SMW 山留壁</p>

表 3.4-1(4) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響 評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
地盤	<p>工事中は、山留壁の変位の計測管理を行います。また、対象事業実施区域周辺の歩道において地盤沈下が発生していないか監視します。</p>	<p>建物外周の SMW 山留壁には変位を把握できるように、事前に傾斜計を設置して安全管理に努めました。</p> <p>対象事業実施区域周辺の歩道において、地盤沈下が発生していないか定期的に監視しています。</p>  <p>傾斜計（矢印の中に設置）</p>  <p>周辺の定期監視</p>
	<p>ディープウェル工法を採用することで山留壁の内側の水位を十分に下げ、施工上の安全及び工事の作業性を確保して掘削を行います。</p>	<p>工事着手前に試掘を行った結果、湧水が確認されなかったため、ドライワークで掘削可能と判断し、ディープウェル工法は採用しないこととしました。ただし、ヒービング（山留壁の背面地盤が陥没し、掘削底面に周囲の地盤が回り込んで盛り上がってくる現象）が生じる可能性はあったため、SMW の根入れを深くすると共に山留壁の剛性を高め、掘削工事を安全に行える計画としました。</p>

表 3.4-1(5) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響 評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
地盤	計画建築物は堅固な地盤に支持させます。	<p>計画建物は堅固な地盤に支持させました。なお、支持層は監理者立会いのもと、設計図書の柱状図及び先行ボーリングで採取した土丹層のサンプルとの確認を行い判断しました。</p>  <p>先行ボーリング作業</p>
電波障害	<p>工事中におけるテレビジョン電波障害に対しては、クレーン未使用時のブームを電波到来方向に向けるなどの適切な障害防止対策を講じます。</p> <p>工事中において、本事業に起因するテレビジョン電波障害が発生した場合には、障害の実態を調査、確認の上、必要に応じて受信アンテナの改善等の適切な対策を行うこととします。</p>	<p>今後の工事の進捗に伴ってタワークレーンを使用する際には、事前に判明している電波方向への障害を軽減させるため、クレーン未使用時のブームを電波到来方向に向ける等の適切な障害防止対策を講じます。</p> <p>現時点では本事業に起因するテレビジョン電波障害は発生していません。今後発生した場合には、障害の実態を調査、確認の上、必要に応じて改善等の適切な対策を行うこととします。</p>



表 3.4-1(6) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
電波障害	連絡窓口を明確にし、迅速な対応を図ります。	<p>仮囲いに連絡窓口を掲示し、迅速な対応を図れる体制を整えています。</p>  <p>連絡窓口の掲示</p>
地域社会	工事用車両が特定の日、特定の時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。	定期的に会議を開催し、工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めています。
	土曜日や祝日ならびにプロ野球開催日の工事にあたっては、周辺交通状況を勘案し、適宜、工事用車両の走行時間や台数の調整に努めます。	工事区域周辺の交通状況を勘案し、1つの時間帯に工事用車両が集中しないように作業間調整会議にて搬出入調整を行っています。
	工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分行い、対象事業実施区域周辺での路上駐車を防止します。	<p>工事関係者に対し、新規入場者教育や日々の朝礼などにおいて、交通安全教育を実施・指導しています。</p> <p>近隣駐車場の情報を工事関係者に共有するとともに、場内に駐車場を設けることにより、対象事業実施区域周辺での路上駐車防止に努めています。</p>  <p>場内駐車場</p>
対象事業実施区域周辺において他の事業の工事が実施される場合は、必要に応じて関係者間での情報共有、工事内容の調整等に努めます。	「(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業」をはじめとする周辺事業の工事が実施される場合には、必要に応じて関係者間での情報共有、工事内容の調整等に努めます。	

表 3.4-1(7) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響 評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
地域社会	<p>工事用車両が出入りする時間帯には原則として車両出入口に交通誘導員を配置し、一般通行者や一般通行車両の安全管理に努めます。</p>	<p>工事用車両が出入りする時間帯には車両出入口に交通誘導員を配置するとともに、車両出入口に一時停止を促す看板を設置し、一般通行者や一般通行車両の安全管理に努めています。</p>  <p>交通誘導員</p>  <p>一時停止を促す看板</p>
	<p>使用する工事用車両出入口の箇所数は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて必要最小限となるように調整します。</p> <p>対象事業実施区域外周では、必要に応じて案内板や仮設歩道を設け、交通誘導員を配置するなど、安全で円滑な歩行空間を確保します。</p>	<p>使用する工事用車両出入口の箇所数は、工事の進捗、作業内容、施工範囲等に応じて必要最小限となるように調整しています。</p> <p>対象事業実施区域外周では、必要に応じて交通誘導員を配置し、迂回を誘導するなど、安全で円滑な歩行空間を確保しています。</p>  <p>迂回路への誘導</p>

表 3.4-1(8) 環境の保全のための措置の実施状況

環境影響 評価項目	環境の保全のための措置	実施状況
地域社会	<p>「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」を参考にして、歩行者に対するバリアフリーの推進に努めます。</p>	<p>「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」を参考にして、敷地境界越境部の解体後にアスファルトの簡易舗装を行うことにより歩道幅員を確保するなど、歩行者に対するバリアフリーの推進に努めています。</p>  <p style="text-align: center;">簡易舗装の状況</p>
	<p>工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分行い、規制速度、走行ルート of 厳守を徹底します。</p>	<p>工事関係者に対し、新規入場者教育や日々の朝礼などにおいて、交通安全教育を実施・指導しています。</p>
文化財	<p>対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の着工に先立って、二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行います。</p>	<p>対象事業実施区域内に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地については、工事の着工に先立って、2020年9～10月に二代目横浜市庁舎基礎遺構、遺物等の埋蔵文化財調査を行いました。</p>  <p style="text-align: center;">埋蔵文化財調査</p>
	<p>調査によって確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について関係機関と協議し、法令等に基づき適切に対応します。</p>	<p>調査によって確認された埋蔵文化財の適正な保存方法について横浜市教育委員会と協議したうえで、令和5年3月に記録保存が完了しました。 詳細については、事後調査結果報告書（工事中その2）で報告します。</p>
	<p>対象事業実施区域内において新たに文化財や埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。</p>	<p>引き続き、対象事業実施区域内において新たな文化財や埋蔵文化財が確認された場合は、関係機関と調査等について協議するなど、法令等に基づき適切に対応します。</p>